

令和2年度 第2回 県西障害保健福祉圏域
障害者自立支援協議会

令和2年度 第2回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会次第

日時:令和2年10月30日(金) 13:30~16:30

会場:小田原合同庁舎2E 会議室(一部リモート)

1. 開会 (所要時間 5分)

2. 協議事項 (各項目所要時間 15分)

- (1)令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業 中間報告
- (2)地域自立支援協議会 中間報告
- (3)神奈川県での取り組み
- (4)地域生活支援拠点事業の在り方検討会について 進捗報告
- (5)小児等在宅医療推進部会 進捗報告
- (6)児童相談所 移行支援ワーキング 進捗報告
- (7)県西圏域における地域包括ケアシステムについて 進捗報告
(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組み)
- (8)当事者委員から活動報告
- (9)各機関からの情報提供等

3. その他

第3回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会について
令和3年3月22日(月)13:30~16:30

4. 閉会 (所要時間 5分)

配布資料一覧

- ・次第(本紙)
- ・P1~ 委員構成
- ・P3~ 委員名簿
- ・P5~ 資料1 令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業
- ・P13~ 資料2 令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業中間報告
- ・P27~ 資料3 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会
- ・P40~ 資料4 足柄上地区地域自立支援協議会
- ・P59~ 資料5 県発信の資料
- ・P61~ 資料6 地域生活支援拠点事業の資料
- ・P88~ 資料7 小児等在宅医療推進部会報告の資料
- ・P95~ 資料8 児童相談所 移行支援ワーキングの資料
- ・P99~ 資料9 県西圏域における地域包括ケアシステムの資料
- ・P101~ 資料10 県西地区ピアサポーターグループ「フリースペースおれんぢせえぶ」の資料
- ・P106~ 資料11 小田原養護学校肢体不自由教育部門保護者有志の会「スマイルメイト」の資料
- ・P109~ 資料12 各機関からの情報提供

令和2年度 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 委員構成

(委員)

No	区分	所属
1	事業者	おだわら障がい者総合相談支援センター・クローバー
2		足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん
3		神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会
4		社会福祉法人 県西福祉会 県西福祉センター
5	就労	社会福祉法人よるべ会 障害者支援センター ぼけっと（障害者就業・生活支援センター）
6		小田原公共職業安定所
7	教育	神奈川県立小田原養護学校
8		小田原市教育委員会
9	当事者団体	南足柄市身体障害者福祉協会
10		社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル ピアサポーター
11		足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん フレンズ ピアサポーター
12		小田原地区精神保健福祉会 梅の会
13		足柄上郡手をつなぐ育成会
14		小田原養護学校 肢体不自由教育部門 保護者有志の会 スマイルメイト
15	社協	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会
16		社会福祉法人 開成町社会福祉協議会
17	市町	小田原市 福祉健康部 障がい福祉課
18		箱根町 福祉部 福祉課
19		真鶴町 健康福祉課
20		湯河原町 社会福祉課（協議会会長）
21		南足柄市 福祉健康部 福祉課
22		中井町 福祉課
23		大井町 福祉課
24		松田町 福祉課（協議会副会長）
25		山北町 福祉課
26		開成町 町民福祉部 福祉介護課
27	県専門圏域機内関	神奈川県小田原児童相談所 子ども支援課
28		神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部
29		神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課

(オブザーバー)

No	区分	所属
1	ネット とりま とめ 圏域	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園
2		社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 生活支援部
3	県	神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課
4	県 専門 機 関 内 関	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 保健福祉課
5		神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課
6	県 専門 機 関	神奈川県立中井やまゆり園 生活支援部
7		神奈川県立総合療育相談センター
8		社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 神奈川県リハビリテーション支援センター
9		社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部
10		神奈川県精神保健福祉センター 調査・社会復帰課
11	事 業 者	独立行政法人国立病院機構 箱根病院 (難病・重症心身障害者に関する機関)
12		社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会自立サポートセンタースマイル (精神障害領域に関する機関)

(事務局)

No	区分	所属
1	事務局	社会福祉法人風祭の森 太陽の門相談室 (地域支援センターひまわり)

令和2年度 第2回県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会名簿

(敬称略)

(委員)

	所属・職名	氏名	出席区分	氏名	出席区分
1	おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 曾我病院 福祉医療相談室 相談支援専門員	本杉 康行	リ		
2	おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 社会福祉法人 永耕会 相談支援センターういず 所長	近 文子	会		
3	社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん 管理責任者	露木 とし	リ		
4	社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん 相談支援専門員	山田 愛	リ		
5	神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 会長 (ほうあん第2しおん 所長)	大水 健晴	リ		
6	社会福祉法人 県西福祉会 県西福祉センター 地域福祉課 課長	佐々木 一人	書		
7	社会福祉法人 よるべ会 障害者支援センター ぼけっと (障害者就業・生活支援センター) 所長	星野 泰啓	代	副所長 恩蔵 幸一	リ
8	小田原公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	月雪 雅夫	書		
9	神奈川県立小田原養護学校 校長	廣瀬 忠明	書		
10	小田原市教育委員会 教育指導課 指導主事	橋本 賢治	書		
11	南足柄市身体障害者福祉協会 会長	山崎 昇	書		
12	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンター スマイル ピアサポーター	小泉 智史	会		
13	社会福祉法人 明星会 足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん フレンズ ピアサポーター	隅田 真弘	書		
14	小田原地区精神保健福祉会 梅の会 会長	高橋 優子	書		
15	足柄上郡手をつなぐ育成会 会長	湯川 富美子	書		
16	小田原養護学校 肢体不自由教育部門 保護者有志の会 スマイルメイト 代表	辻 有里	書		
17	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会 常務理事	林 良英	書		
18	社会福祉法人 開成町社会福祉協議会 事務局長	高橋 政幸	書		
19	小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 課長	青木 章子	会		
20	小田原市 福祉健康部 障がい福祉課 主任	山口 晃太郎	会		
21	箱根町 福祉部 福祉課 福祉課長	安藤 正博	書		
22	真鶴町 健康福祉課 参事兼課長	上甲 新太郎	会		
23	湯河原町 社会福祉課 課長 (協議会 会長)	小澤 忍	会		
24	南足柄市 福祉健康部 福祉課 課長	井上 美宜	リ		
25	南足柄市 福祉健康部 福祉課 障害福祉班 班長	澤田 範子	リ		
26	中井町 福祉課 福祉課長	篠島 祐司	書		
27	大井町 福祉課 福祉課長	高橋 秀夫	代	副主幹 松下 麻里子	書
28	松田町 福祉課 課長 (協議会 副会長)	椎野 晃一	会		
29	山北町 福祉課 課長	湯川 浩一	リ		
30	開成町 町民福祉部 福祉介護課 課長	渡辺 雅彦	リ		
31	神奈川県小田原児童相談所 所長	高須 正幸	リ	子ども支援課 相談員 田仲 篤	リ
32	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 部長	重松 美智子	書	副技幹 原 真弓	会
33	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課 課長	西田 統	リ		

【出席区分】 会…会場出席 リ…リモート出席 書…書面出席 代…代理出席

(オブザーバー)

	所属・職名	氏名	出席区分	氏名	出席区分
1	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 園長	長谷川 正己	リ		
2	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 地域支援部 部長	永野 祐司	リ		
3	神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課 地域生活支援グループ 副主幹	松浦 俊之	リ		
4	神奈川県精神保健福祉センター 調査・社会復帰課 専門福祉司	長瀬 朋美	リ		
5	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉部 主査	笠井 明子	会		
6	神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健予防課 専門福祉司	小島 伸一朗	リ		
7	神奈川県立中井やまゆり園 生活支援部 地域支援課 課長	荒木 宏治	リ		
8	神奈川県立総合療育相談センター 福祉課 主査	湯野川 俊彦	書		
9	社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団 地域リハビリテーション支援センター 総合相談室 総括主査	瀧澤 学	リ		
10	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部 課長	小野 真由美	リ		
11	独立行政法人国立病院機構 箱根病院 医療・福祉支援室/療育指導室 室長	山田 宗伸	リ		
12	独立行政法人国立病院機構 箱根病院 地域医療連携室 ソーシャルワーカー	鳥居 千裕	リ		
13	社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンタースマイル 管理者	小野塚 晃太郎	リ		

【出席区分】 会…会場出席 リ…リモート出席 書…書面出席 代…代理出席

(事務局)

所属	氏名
社会福祉法人 風祭の森 理事長	内田 惠之
社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室)	大友 崇弘
社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室)	福井 尚子
社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室)	建部 彰良
社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室)	金子 麻紗美
社会福祉法人 風祭の森 地域支援センター ひまわり(太陽の門相談室)	笠井 ともみ

資料 1

令和 2 年度 県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業

(県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター)

県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき、県西障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図るため、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表に掲げる委員を持って組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任できる。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事項について、協議を行う。

- (1) 圏域における相談支援ネットワーク形成の推進に関すること。
- (2) 圏域における市町村の相談支援事業に関すること。
- (3) 圏域における社会資源に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものを出席させることができる。

(運営委員会)

第6条 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の運営、相談支援等ネットワーク形成の推進について協議検討を行い、協議会の充実を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の会長・副会長、地域自立支援協議会の事務局、障害当事者または障害者団体、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の事務局で構成する。

3 運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の開催に合わせ年2回行なう。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は再任できる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができる。

る。

2 部会に関し、必要なことは別に定める。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務局は、神奈川県より県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業を受託した事業所に置くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年2月29日から施行する。
- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成26年7月3日から施行する。
- 1 この要綱は、平成29年2月27日から施行する。

令和2年度 県西障害保健福祉圏域
相談支援等ネットワーク形成事業計画

1. 事業の目的

県西障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 事業内容等

(1) 県西障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営開催設置要綱に基づき、次の事項について協議を行う。

県西障害保健福祉圏域における各種ネットワーク形成の推進に関すること。

県西障害保健福祉圏域市町の相談支援事業に関すること。

県西障害保健福祉圏域における社会資源に関すること。

その他必要な事項。

(2) 相談支援等ネットワーク形成事業

(目的)

障害当事者、家族が地域で安心した生活ができるように、関係機関による連携・協力体制の強化・充実を目指す。また、制度や社会資源の利用促進に向けた取り組みを行っていく。

(ネットワークの種類)

①相談支援ネットワーク【別紙1】

②サービス提供ネットワーク【別紙2】

③地域移行・定着推進ネットワーク【別紙3】

(3) 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会、
足柄上地区地域自立支援協議会との連携

①地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の強化を図る。

②協議会・部会などへの参画、実施事業への協力

(4) その他

①神奈川県障害者自立支援協議会への参画

・神奈川県障害者自立支援協議会に出席し、協議会等の開催状況や相談支援等のネットワーク形成支援の取組み状況等について報告等を行う。

②相談支援従事者初任者研修の講師派遣

・相談支援従事者初任者研修に対して講師等を派遣し、新規の相談支援従事者とのネットワーク形成を図る。

①相談支援ネットワーク

令和元年度、県西圏域にあるすべての相談支援事業所に訪問し聴き取りを行った結果を踏まえ、2市8町相談支援事業所連絡会・下地区相談支援部会において、地域課題を整理・検討した。各グループに共通していた主な課題は、①新規計画相談の受け入れ先が少ない、②事業所間の情報共有が難しく横のつながりが少ない、③社会資源の不足の3項目であった。

令和2年度の取り組みとしては、すべての方に相談支援を届けるための量的充足の手段として、①計画相談新規参入予定事業者の開設支援、潜在資格者に対するフォローアップ、介護保険のケアマネジャーに対する参入促進、各事業所に合った経営モデルをイメージできる資料および機会の提供を行う。②下地区・上地区相談支援部会と連動し相談支援専門員のためのフリースペースの設置を行う。③サービス提供ネットワークと協働しインフォーマルを含めた社会資源の可視化を行う。

また、医療的ケアの必要な方の支援についての課題も確認している。小田原保健福祉事務所と共催で、まずは医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児等支援者養成研修修了者同士の顔の見える関係を構築し、医療的ケアの必要な方に対する福祉的視点の支援力（生活者視点）の充実に向けて取り組んでいく。

その他、新型コロナウイルス感染症の対応から見えた課題もある。コロナ禍において支援を継続するには、感染防止対策を講じつつも、ご本人・ご家族の不安・思いに寄り添い・伴走し、クライシスプラン等の作成も含めた相談支援体制が必要である（指定・委託問わず、各事業所・法人独自の体制整備も含む）。支援者間の会議などはリモートツール等を活用し情報の共有・収集・発信を行い、人との物理的な距離を保つことが求められる中においても、連携協力体制を失することのないよう実施していく。

以上について、今年度も下地区・上地区の相談支援部会と連動しながら官民協働で地域課題のさらなる考察と課題解決に向けて取り組んでいきたい。



・「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン Ver.2」より

②サービス提供ネットワーク

令和元年度、県西圏域にあるすべてのサービス提供事業所に訪問し、支援を行う上での困り感や悩みなどを伺った結果、地域課題として量と質の課題が抽出された。

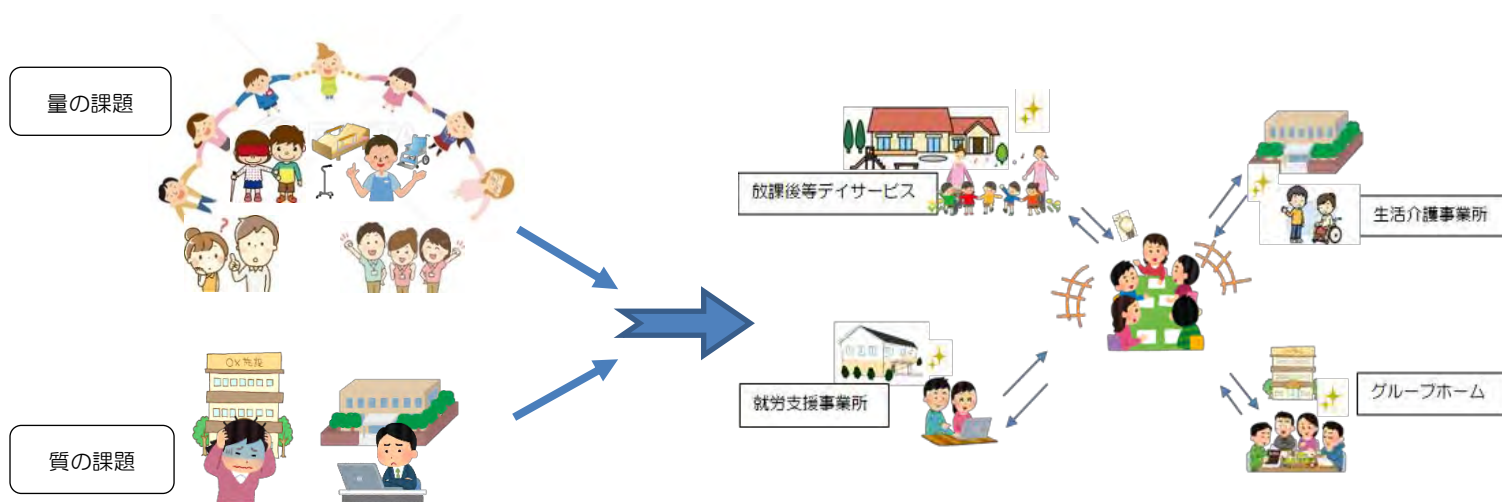
量の課題としては、福祉従事者の人材不足とサービス提供事業所の不足があり、質の課題としては、学びの機会が少なく人材育成の不安など、自事業所内での OJT が困難な状況にあるという声が散見された。

令和 2 年度は、量の課題の取り組みとして、地域のサービス需要をより明確にするために、65 歳以降の介護保険サービス移行予定者等も含めた可視化を行っていく。さらに、地域住民が福祉をより身近に感じ、興味・関心を持ち、従事者不足が解消されることをねらいとした障がい福祉の普及啓発イベント「ふくしフェア」を開催する。

質の課題の取り組みとしては、サビ児管同士がつながりを持ち、相互の視点や知識・技術・想いを交わせる場としての連絡会を開催する。また、サビ児管以外のサービス提供職員に対しても、学びと振り返りの機会が持てるように、事例検討会等を通じて、県西全体で人材育成（地域 OJT）を行っていく。

その他、各事業所におけるコロナ感染症対策の状況（SD の配慮方法・開所状況等）や複数事業所を併用している方の健康状態の把握等の情報共有に係る課題、コロナ禍における自然災害時の防災対策についての課題等があがっている。情報共有に係る課題や防災対策に関しては、リモートツール等を活用（3密防止）し、情報共有・検討の機会を創設する。

以上のような取り組みについて、障がいのある方もない方もその人らしく地域で過ごせるように、官民協働で地域課題のさらなる考察と課題解決に向けて、取り組んでいきたい。



地域移行・定着推進ネットワークとは、県西圏域において精神障がいのある方も地域で自分らしく生活し続けられる共生社会を目指し、地域移行・定着支援の充実の為に保健・医療・福祉等の関係者が繋がる場である。

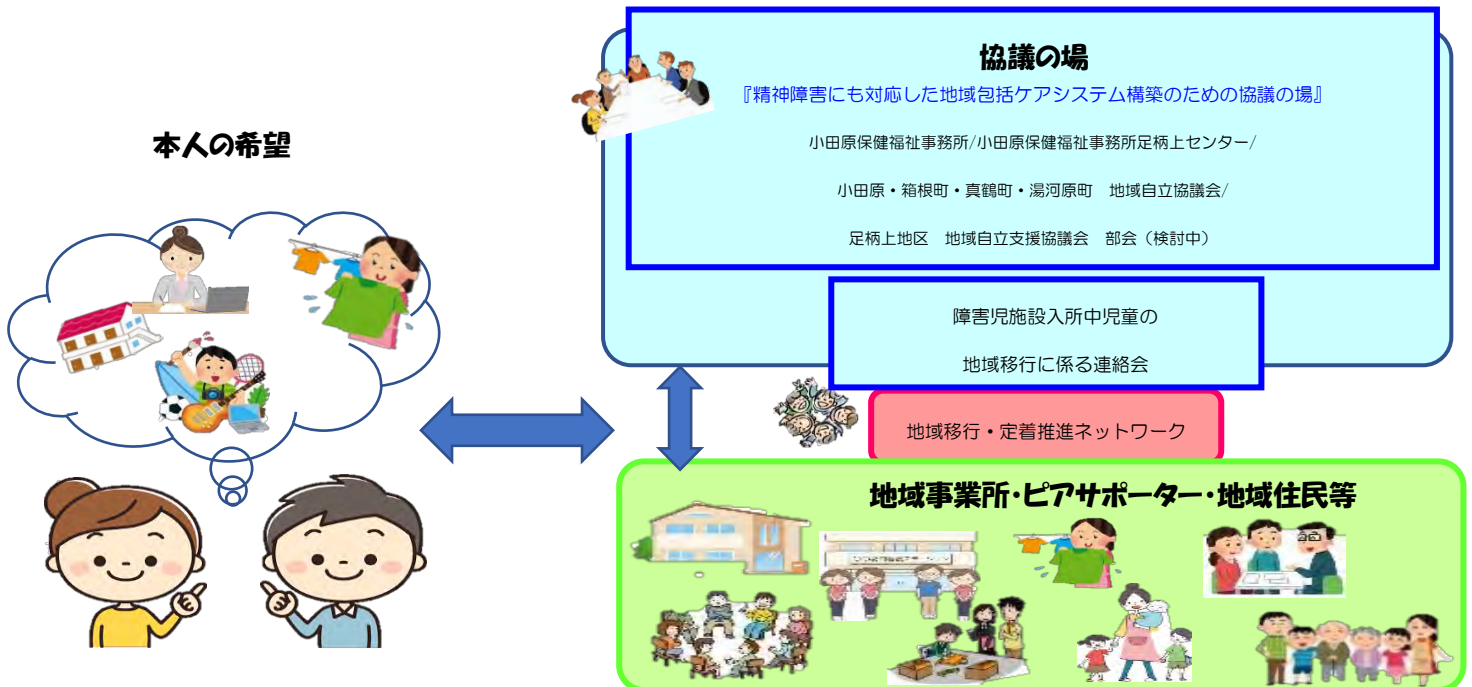
令和元年度は、県西圏域における3つの協議の場（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場）に参画し、課題感や取り組みについて協働できる関係性を構築した。

地域移行・定着支援がより連動したものになるためには、協議の場での取り組みと受け入れ側となる地域支援者等の実践を相互に共有しながら、地域全体で取り組めるような体制づくりが必要であると感じた。

令和2年度の取り組みとしては、「地域移行・定着推進ネットワーク連絡会（仮称）」を開催し、精神障がいのある方の支援に携わっている地域事業所同士が日々の悩み感や課題感について検討し、さらに協議の場の取り組みを波及していく。

また、足柄上地区自立支援協議会では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場（部会）設置が検討中となっている。足柄上地区の市町や小田原保健福祉事務所足柄上センターと共に福祉等を起点とした協議体の設置を促進し、当事者の地域生活への安心感や自信に繋がる仕組みづくりの為に、地域事業所等が一体となった協議・実践をサポートしていく（別紙資料：令和元年度地域精神保健福祉連絡協議会 資料「足柄上地区の協議の場の^ば状^{じょうきょう}況」より引用）。

さらに、国から令和2年度末を目途に障害児施設に加齢児が地域や成人施設に移行できるように、障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性が示されている。これをふまえて、障がい児等の意思決定を尊重しながらライフステージに応じた適切なサービスや住まいの場が選択できるような取り組みが求められている。県西圏域においては、「小田原児童相談所管内障害児施設入所児童の地域移行に係る連絡会」が設置され、協議検討が進められてきたところである。既存の連絡会と協働し、従来の議論を踏襲しつつも圏域全体の課題として検討できるよう、専門部会の設置も視野に入れながら体制強化を図っていく。



令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業一覧（予定）

会議名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
圏域自立支援協議会					10日 (書面会議)			30日 (対面・リモート・書面)					22日
圏域自立支援協議会 運営委員会				29日 (対面会議)			28日 (リモート)					4日 (リモート)	
相談支援等ネットワーク 形成事業	相談支援ネットワーク						3日 医療的ケアがあってもともに暮らせる タウンミーティング (リモート)		2日 2市8町相談支援事業所連絡会 (リモート)				
	サービス提供 ネットワーク		26日・28日 (リモート)			5日 (リモート)		6日 (リモート)	13日 サビ児管連絡会 (リモート)		○	ふくしフェア	
	地域移行・定着推進 ネットワーク								17日 地域に向けた ピアサポーター養成の普及啓発 (一部リモート)				
	参画する部会等				・21日 下 相談 ・27日 下 精神障害者地域生活支援	・上 相談 (書面会議) ・26日 下 精神障害者地域生活支援WG	・4日 保福 地域精神保健福祉連絡協議会 地域移行 ・15日 下 相談 (コア) ・17日 下 権利擁護 ・24日 小児の在宅医療を支える 支援者交流会 (こ) (リモート)	・14日 下 精神障害者地域生活支援WG ・20日 下 相談 (コア)	・17日 地域に向けたピアサポーター養成の 普及啓発 (小) (一部リモート) ・2日 下 相談 (2市8町相談支援事業所連絡会) ・19日 下 権利擁護 ・27日 上 就労	・下 相談 (コア) ・下 就労 ・下 精神障害者地域生活支援	・19日 下 相談 (コア)	・18日 下 権利擁護 ・下 相談 ・下 就労 ・下 子ども ・下 精神障害者地域生活支援 ・上 就労	
事例検討会 (年4回)								事例検討会 (リモート)	○	○		○	
相談支援体制充実強化事業					・15日 2事例目 (第2回目) (リモート) ・17日 1事例目 (第2回目) (リモート)	25日 1事例目 (第3回目) (リモート)			2事例目 (第3回目)				
地域生活支援拠点事業	在り方検討会	書面会議		30日 (対面会議)			2日 県西地区施設長会 加算対象事業者説明会	8日 足柄上地区 地域生活支援拠点事業行政説明会	○			○	○
	WG検討会			11日 (リモート)	30日 (リモート)		1日 (リモート)						
ナビだより発行/まいらいふブック更新				ナビだより発行					○				
相談支援従事者初任者研修	第1回						映像 配信	20日	11日・12日	プレ研修 2日・3日			
	第2回							5日・6日・27日	18日・19日	プレ研修 9日・10日			
	第3回							14日・15日	5日・24日・25日	プレ研修 17日・18日			
共催							24日 小児の在宅医療を支える支援者交流会 (こ) (リモート)		16日 地域に向けたピアサポーター養成の 普及啓発 (小) (リモート)				
その他		26日 おれんちせえぶ (リモート)	31日 おれんちせえぶ (リモート)	28日 おれんちせえぶ (一部リモート)	25日 おれんちせえぶ (一部リモート)	・3日 ピアサポーター養成講座 (ス) ・16日 おれんちせえぶ (一部リモート)	27日 おれんちせえぶ (一部リモート)	18日 おれんちせえぶ (一部リモート)	15日 おれんちせえぶ (一部リモート)				

神奈川県障害者自立支援協議会				8日 書面会議									
調整会議/相談支援体制充実強化事業研究会							2日 研究会	7日 研究会 13日 調整会議	9日 研究会	7日 研究会	14日 研究会	19日 研究会	
地域自立 支援協議会	小田原市・箱根町・真鶴町・ 湯河原町 地域障害者 自立支援協議会	全体会/運営会議		16日 運営会議	全体会 (書面会議)		15日 運営会議		・17日 運営会議 ・全体会			・16日 運営会議 ・全体会	
		部会			・21日 相談 (コア) ・27日 精神障害者地域生活支援	・26日 精神障害者地域生活支援WG	・15日 相談 (コア) ・17日 権利擁護	・20日 相談 (コア)	・2日 相談 (2市8町相談支援事業所連絡会) ・19日 権利擁護 ・27日 就労	・相談 (コア) ・就労 ・精神障害者地域生活支援	・19日 相談 (コア)	・18日 権利擁護 ・相談 ・就労 ・子ども ・精神障害者地域生活支援	・就労
	足柄上地区地域自立支援 協議会	代表者会議/運営会議			運営会議 (書面会議)	代表者会議 (書面会議)		運営会議				運営会議	代表者会議
		部会				相談 (書面会議)				・就労			・就労
小田原保健福祉事務所							・4日 地域精神保健福祉連絡協議会地域移行						
足柄上センター													

○ …開催予定 (日程調整中)
(ス) …自立サポートセンタースマイル

(こ) …神奈川県立こども医療センター
(小) …小田原市障がい福祉課

資料 2

令和 2 年度 県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業 中間報告

(県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター)

令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業 実施事業中間報告

1. 圏域自立支援協議会関連

(1) 圏域自立支援協議会

日時	会場	内容・議題
6月29日(木) 14:00~16:00	地域支援センター ひまわり	<p>【令和2年度 第1回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 運営委員会】</p> <p>議題：令和2年度 第1回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会 について</p> <p>(※コロナウィルス感染症対策に伴う会議自粛要請に基づき 書面会議とし、会長・副会長・事務局で対面による取りま とめを行なった)</p>
7月10日(金)	書面会議	<p>【令和2年度 第1回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会】</p> <p>議題：・令和2年度 委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 第1回 県西保健福祉圏域相談支援等 ネットワーク形成事業計画 ・地域自立支援協議会報告(足柄下地区・足柄上地区) ・神奈川県での取り組み ・地域生活支援拠点事業 在り方検討会について ・児童相談所 移行支援ワーキングの取り組みについて ・小児等在宅医療推進部会報告 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の 取り組みについて ・当事者委員より報告 ・その他情報提供 <p>(※コロナウィルス感染症対策に伴う会議自粛要請に基づ き、書面会議)</p>
9月28日(木) 15:00~17:00	リモート会議	<p>【令和2年度 第2回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 運営委員会】</p> <p>議題：令和2年度 第2回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会 について</p>

日時	会場	内容・議題
10月30日(金) 13:00~16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原合同庁舎 2E会議室 ・地域支援センター ひまわり等 (リモートを活用した 小規模分散形式による開催。一部、書面 参加あり)	【令和2年度 第2回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会】 議題： <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等 ネットワーク形成事業中間報告 ・地域自立支援協議会中間報告(足柄下地区・足柄上地区) ・神奈川県での取り組み ・地域生活支援拠点事業在り方検討会 進捗報告 ・児童相談所 移行支援ワーキング進捗報告 ・小児等在宅医療推進部会 進捗報告 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の 取り組み 進捗報告 ・当事者委員からの報告 ・その他情報提供

(2) 調整会議・神奈川県障害者自立支援協議会

日時	会場	内容
6月8日(月)	書面会議	第28回神奈川県障害者自立支援協議会
11月13日(金)	アミューあつぎ	第1回調整会議

2. 相談支援等ネットワーク形成事業

(1) 相談支援ネットワーク

日時	会場	内容・議題
9月3日(木) 13:00~15:30	リモート会議	【第1回 医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング】 参加者:10名(内訳※1) 内 容: キックオフ会(「別紙1」参照)
11月2日(月) 15:00~16:30	リモート会議	【第1回 2市8町相談支援事業所連絡会】 内 容: ・地域生活支援拠点について ・小田原市基幹相談支援センター設置および 小田原市障がい者相談支援事業の再編について ・その他、情報共有
成果・課題等	<p>平成29年度から、小児等在宅医療の推進部会において、小田原保健福祉事務所管内の関係機関で実態調査、課題の抽出・整理・共有をし、課題解決に向けて取り組まれてきた経緯がある。今年度より、県西ナビと共催で協議の場の運営を継続していく。</p> <p>具体的には、医療的ケアがあっても地域で生活する生活者としての視点(福祉的視点)を大切にし、医療的ケア児およびそのご家族への切れ目ない支援を行う連携体制を構築する。そのために、まずは、医療的ケア児等コーディネーター研修および医療的ケア児等支援者養成研修修了者の顔合わせの場(キックオフ会)を設定した(別紙「医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング」参照)。第1回の内容は、研修終了後、医療的ケア児等に関わる機会はどのくらいあるのか、関わる上での不安・困り感はあるか、不安・困り感に対してどのようなサポートがほしいか等を共有した。</p> <p>今後は、医療的ケア児に関わりのあるゲストスピーカー(病院看護師・医師・当事者家族など)を招きながら関係者・機関をつなぎ、医療ケアがあっても地域の中でともに暮らしていけるための体制づくりに向けて取り組んでいきたい。</p>	

(※1) 医療的ケア児等コーディネーター研修および医療的ケア児等支援者養成研修修了者
(相談支援専門員・訪問看護師・保健福祉事務所・神奈川県障害福祉課)

(2) サービス提供ネットワーク

日時	会場	内容・議題
5月26日(火) 10:30~12:30 5月28日(木) 14:45~16:00	リモート会議	【第1回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※2) 内 容:・令和2年度サービス提供ネットワークについて ・ふくしフェアについて ・サビ児管連絡会について
8月5日(水) 13:30~15:30	リモート会議	【第2回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※2) 内 容:・ふくしフェアについて ・サビ児管連絡会について
10月6日(火) 13:30~15:30	リモート会議	【第3回 サービス提供ネットワーク】 参加者:9名(内訳※2) 内 容:・ふくしフェアについて ・サビ児管連絡会について
11月13日(金) 15:30~17:00	リモート会議	【第1回 サビ児管連絡会】 参加者:名(内訳※2) 内 容:・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務の再確認 ・グループワーク(①個別支援計画書について②事業所間連携について) (「別紙2」参照)
成 果 ・ 課 題 等	令和元年度から引き続き、サビ児管の連絡会とふくしフェアの開催について取り組んでいる。サビ児管連絡会については、リモート会議で行うため、本ネットワークに参画されているコアメンバー法人内の少数から試験的に行う予定である。ふくしフェアについては各機関・団体との共催のもと、コロナ禍のため大規模な集合型のイベントではなく、密を作らずに圏域内の各事業所で共通の物品を着用した「ふくし月間」のような形での開催を検討している。	

(※2) 相談支援事業所・GH・生活介護事業所・就労支援事業所・入所施設事業所・児童施設事業所のサビ児管と相談支援専門員

(3) 地域移行・地域定着ネットワーク

日時	会場	内容・議題
9月23日(水) 16:00~17:00	リモート会議	【地域移行・定着推進ネットワーク事例検討会】 参加者：(内訳※4) 内 容：精神科医療機関からの地域移行事例を基に、福祉的視点の共有をねらいに試行的開催。
11月17日(火) 予定	リモート会議	【地域に向けたピアサポーター養成の普及啓発(仮称)】 内 容：神奈川県立保健福祉大学 行實志都子氏からの講義、ピアサポーターの実践報告、グループワーク等を行う。
成果・課題等	<p>令和元年度より、障がい種別を問わない包括的な移行支援の仕組みづくりに向けて、既存の協議体(協議の場)と連携を図ってきた。</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場については、昨年度に引き続き参画する予定。既存の協議体の中で支援者間の顔の見える関係性は構築されつつあるが、圏域全体での地域課題の共有や取り組みが課題となっているため、ロードマップ等を作成・課題整理をし、解決に向けて取り組んでいく。</p> <p>また、ピアサポーターが地域の情報を長期入院者に届ける働きかけも展開しているが、コロナ禍において、それが叶いづらい状況があるため情報提供の工夫が必要である。今後、ピアサポーター養成の状況をオンラインにより発信することで、現在の取り組みの波及を図っていく。</p> <p>一方で、障害児施設の高齢児の地域移行にかかる課題については、移行支援にまつわる地域のサービス資源についての量的課題(移行先の予測や不足が見込まれる社会資源の予測等)の洗い出しが課題となっている。今後、「小田原児童相談所管内障害児施設入所児童の地域移行に係る連絡会」(10月調整中)にも参画し、専門部会の設置について検討を進めていきたい。</p>	

(※4) 精神科医療機関・委託相談支援事業所・指定一般相談支援事業所のソーシャルワーカー

(4) 相談支援体制充実強化事業

日時	会場	内容・議題
7月15日(水) 15:30~17:00	リモート会議	【専門的助言(コンサルテーション) ケース②第2回目】 専門機関: 神奈川保健福祉大学(岸川氏) 出席者: 障がい者支援センターかのん(事例報告) コスモス学園中沼ケアセンター、中井やまゆり園 湯河原町社会福祉課、おだわら障がい者総合相談 支援センタークローバー、神奈川県障害福祉課 事務局(県西ナビ)
7月17日(金) 14:00~16:00	リモート会議	【専門的助言(コンサルテーション) ケース①第2回目】 専門機関: 神奈川保健福祉大学(岸川氏) 出席者: 南足柄市福祉課(事例報告)、曾我病院(計画相 談担当)、足柄上委託相談支援事業所りあん、太陽の 門ヘルパーステーション、神奈川県障害福祉課、 事務局(県西ナビ) 事 例: 精神障がいのある方の退院後の支援について
8月25日(火) 14:00~16:00	リモート会議	【専門的助言(コンサルテーション) ケース①最終回】 専門機関: 神奈川保健福祉大学(岸川氏) 出席者: 南足柄市福祉課(事例報告)、曾我病院(計画相 談担当)、足柄上委託相談支援事業所りあん、 事務局(県西ナビ) 事 例: 精神障がいのある方の退院後の支援について
9月2日(水) 14:00~16:00	アイクロス湘南	【検討会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成についての検討
10月7日(水) 14:00~17:00	アイクロス湘南	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成
11月9日(月) 14:00~17:00	アイクロス湘南	【研究会】 相談支援体制充実強化事業 進捗報告・確認 事例集作成
成果・課題等	<p>今年度は2事例について継続支援を行った。初回コンサルテーションで専門機関からの助言に基づき各事業所からの取り組みの中間報告および今後の支援の方向性を確認した。参加者からは「支援困難事例」ということで課題や困り感に着目しがちであったが、できていることや良い点、リフレーミングの手法を用いて事例を見ることの重要性を実感できた、という声が多かった。</p> <p>1事例は他県に転居のため今回で終了。もう1事例は3か月後を目安に継続支援の予定。また、今年度は新規事例(1事例)に取り組む予定である。</p>	

(5) 地域支援拠点事業の在り方検討会

日時	会場	内容・議題
6月11日(木) 18:00~19:30	リモート会議	【地域生活支援拠点事業の在り方検討会 第1回WG】 参加者：8名(内訳※6) 内 容：～拠点整備に向けたこれまでの検討経過と 今後のスケジュールの確認～ ・令和元年度の検討内容の確認 ・コロナ禍におけるスケジュールの確認
6月30日(火) 10:00~12:00	開成町町民会館 3F 大会議室	【第9回 地域生活支援拠点事業の在り方検討会】 参加者：9名(内訳※6) 内 容：～拠点整備に向けたこれまでの検討経過と 今後のスケジュールの確認～ ・新規委員の紹介と役割確認 ・コロナ禍における進捗状況の確認
7月30日(木) 17:00~19:00	リモート会議	【地域生活支援拠点事業の在り方検討会 第2回WG】 参加者：10名(内訳※6) 内 容：～試験的運用に向けての検討～ ・下地区・上地区からの報告 ・中核事業者からの報告 ・神奈川県からの報告
9月1日(火) 17:30~19:00	リモート会議	【地域生活支援拠点事業の在り方検討会 第3回WG】 参加者：11名(内訳※6) 内 容：～試験的運用に向けての検討～ ・下地区・上地区からの報告 ・中核事業者からの報告
9月2日(水) 15:00~17:00	神奈川県 小田原合同庁舎	【県西地区 施設長会】 参加者：11名(内訳※7) 内 容：地域生活支援拠点事業の概要及び加算についての 説明会
10月8日(木) 10:00~12:00	南足柄市市役所	【足柄上地区行政向け 説明会】 参加者：上地区1市5町行政担当者(南足柄市・中井町・ 大井町・松田町・山北町・開成町) 内 容：地域生活支援拠点事業の概要及び加算についての 説明会(別添「資料5」参照)
11月予定	リモート会議	【第10回 地域生活支援拠点事業の在り方検討会】 参加者：9名(内訳※6) 内 容：～試験的運用に向けての検討～ ・下地区・上地区からの報告 ・中核事業者からの報告

成 果 ・ 課 題 等	<p>地域生活支援拠点の5つの機能（① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり）の中でも優先度の高い②について、設置に向けた準備が必要となる。広域かつ社会資源の一部不足・偏在化という県西圏域の課題解消のため、上地区・下地区の社会資源の相互利用を可能とする体制（面的整備型）の実現に向け、行政、委託相談支援事業者、中核事業者等を中心に検討をいただいている。</p> <p>足柄下地区では小田原市を中心に、対象候補者リストから2名選出。アウトリーチを行い試験的運用につなげていく。</p> <p>足柄上地区では10月8日の説明会をきっかけとして、南足柄市・開成町を中心に、行政間で共有・検討していただければと考えている。</p>
----------------------------	--

- (※6) 小田原市・南足柄市・開成町・委託相談支援事業者（クローバー・りあん）・中核事業者（永耕園）
小田原保健福祉事務所足柄上センター・神奈川県福祉こどもみらい局
- (※7) 県西施設長会加盟事業者

(6) 事例検討会

日時	会場	内容・議題
9月23日(水) 16:00~17:00	リモート会議	【地域移行・定着推進ネットワーク事例検討会】 参加者：(内訳※4) 内 容：精神科医療機関からの地域移行事例を基に、福祉的視点の共有をねらいに試行的開催。
11月4日(水) 14:00~16:00	地域支援センター ひまわり	【意思決定支援について】 参加者： 内 容：意思決定支援について、事例を通じた勉強会。
12月5日(金) 18:00~20:00	リモート会議	【地域移行・定着推進ネットワーク事例検討会】

(※4) 精神科医療機関・委託相談支援事業所・指定一般相談支援事業所のソーシャルワーカー

(7) その他のネットワーク形成等

○令和2年度神奈川県相談支援従事者初任者研修 演習講師

日程	会場	内容・議題
9月24日(木)・25日(金) 10月20日(火) 11月11日(水)・12日(木)	小田原合同庁舎	1コース
10月14日(水)・15日(木) 11月5日(木) 12月24日(火)・25日(水)	えびな市民活動センター ビナレッジ	2コース

○共催

日程	会場	内容・議題
9月25日(金)	地域支援センター ひまわり	小児の在宅医療を支える支援者交流会 主催：神奈川県立こども医療センター
11月予定		小田原市役所 ピアサポーター講座 主催：小田原市障がい福祉課

○広報活動

日程	内容・議題
6月	県西圏域ナビだより 第1号発行



「こんな時、みんなはどうしているんだろう…」
医療ケアがある方の地域生活および希望の実現を支えるため、
私たち支援者は、日々、悩みや行き詰まり感を抱えながら、
ご本人・ご家族に寄り添う支援を続けています。
ひとりで悩まず、ともに研修を受けた仲間とつながり、思いを分かち合い、
誰もが心地よく暮らせる県西地域になるように
一緒に考えていきませんか？

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

開催日：令和2年9月3日(木) 13:00～15:00

対象者：医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等支援者養成研修 修了者

その他、医療的ケア児者支援にかかわりのある方

申込方法：メールまたはFAX

※リモート環境にない方は、地域支援センターひまわりにお越しください。

お部屋とパソコンを用意いたします。

数に限りがございますので、お早めにお知らせください。

また、環境があるが、使い方がわからないetc…お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター

社会福祉法人 風祭の森 太陽の門相談室（地域支援センターひまわり内）

〒258-0026 神奈川県足柄上郡開成町延沢823-1

TEL：0465-20-7120 FAX：0465-20-7475

MAIL：himawari-k@vesta.ocn.ne.jp

FAX 送信票

令和2年8月吉日

〆切：令和2年8月21日（金）

社会福祉法人 風祭の森
太陽の門相談室（地域支援センターひまわり内） 宛

FAX：0465-20-7475

（FAX 送信票のみご送付ください。）

参加申込書

「医療的ケアがあっても、ともに暮らせるタウンミーティング -リモート-」

事業所名	氏名	職名
参加方法に○をお付けください。		
リモート参加 ・ ひまわりに来所 ・ 不参加		

※リモートツールについては、ZOOM を利用します。
参加者の方にはミーティング前日までに ID・パスワードをお送りいたします。
ご質問等がございましたら、お気軽にひまわりまでお問い合わせください。

社会福祉法人 風祭の森 太陽の門相談室（地域支援センターひまわり内）
〒258-0026 神奈川県足柄上郡開成町延沢 823-1
TEL：0465-20-7120 MAIL：himawari-k@vesta.ocn.ne.jp



サビ児管 れんらく会

リモート

サービス管理責任者・児童発達管理責任者（サビ児管）の皆様は、直接支援に携わりながら、ご本人のニーズに基づいた個別支援計画書の作成や関係機関との連携等、数多くの業務を担当されています。そのような日々の中で、自事業所だけでは抱えきれない課題について

「他事業所との実践の共有・意見交換をしたい」と
感じることはありませんか？

忙しい業務の中でも事業所から離れず、気軽に質問や話し合いができるように、リモートツールを活用した
サビ児管の連絡会を企画しました。

同じ立場だからこそ、お互いにわかり合い、支え合い、高め合いのできる、『つながり』を深めていきましょう。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

- 開催日 令和2年11月13日（金） 15:30～17:00
- 対象者 サービス管理責任者*児童発達支援管理責任者
- 申込方法 メールまたはFAX
- ツール ZOOM

information:

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
社会福祉法人 風祭の森
太陽の門相談室（地域支援センターひまわり内）
〒258-0026 神奈川県足柄上郡開成町延沢823-1
TEL: 0465-20-7120 FAX: 0465-20-7475
MAIL: himawari-k@vesta.ocn.ne.jp

参加申込書

令和2年10月吉日

社会福祉法人 風祭の森
太陽の門相談室（地域支援センターひまわり内） 宛

FAX：0465-20-7475

(参加申込書のみご送付ください。)

〆切：令和2年10月23日（金）

サービス提供ネットワーク

「サビ児管連絡会-リモート-」

事業所名	氏名	職名
メールアドレス		
参加方法に○をお付けください。		
参加 ・ 不参加		

※リモートツールについては、ZOOM を利用します。
参加者の方にはミーティング前日までにアドレス等をお送りいたします。
ご質問等がございましたら、お気軽にひまわりまでお問い合わせください。

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
社会福祉法人 風祭の森 太陽の門相談室（地域支援センターひまわり内）
〒258-0026 神奈川県足柄上郡開成町延沢 823-1
TEL：0465-20-7120 MAIL：himawari-k@vesta.ocn.ne.jp

資料 3

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 地域障害者自立支援協議会 資料

(小田原市福祉健康部障がい福祉課)

令和2年度（2020年度）小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
地域障害者自立支援協議会 活動状況

1 全体会

開催日・場所	議題・概要
<p>第1回 令和2年7月21日（火）</p>	<p>※<u>コロナウイルス対策のため書面会議による開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度地域障害者自立支援協議会事業報告及び決算について (2) 令和2年度自立支援協議会事業計画及び予算並びに活動内容について (3) 令和元年度障害福祉サービス等の利用実績について (4) 令和2年度障がい者相談支援事業（委託相談）について (5) 基幹相談支援センターの設置等について (6) 障がい福祉計画の改定について
<p>第2回（予定） 令和2年11月16日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度地域障害者自立支援協議会事業報告について (2) 第6期小田原市障がい福祉計画（素案）について (3) 第6期箱根町障がい福祉計画（素案）について (4) 第6期真鶴町障がい福祉計画（素案）について (5) 第6期湯河原町障がい福祉計画（素案）について
<p>第3回（予定） 令和3年2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第6期小田原市障がい福祉計画（案）について (2) 第6期箱根町障がい福祉計画（案）について (3) 第6期真鶴町障がい福祉計画（案）について (4) 第6期湯河原町障がい福祉計画（案）について (5) 令和2年度自立支援協議会事業報告及び決算について (6) 令和3年度自立支援協議会事業計画（案）及び予算（案）について (7) 令和3年度基幹相談支援センター事業・委託相談支援事業について

2 運営会議

開催日・場所	議題・概要
<p>第1回 令和2年6月16日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室</p>	<p>(1) 委員について (2) 今年度の全体会及び部会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 今年度は障がい福祉計画の改定年度となるため、全体会は年3回開催予定。 ➤ 各部会の活動は、コロナウイルスの影響により、事業計画どおりの実施が難しいことが予想される。感染者数の状況など、社会情勢に合わせて内容は柔軟に検討していく。 <p>(3) その他</p>
<p>第2回 令和2年9月15日（火） 19時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室</p>	<p>(1) 各部会の進捗状況について (2) その他</p>
<p>第3回（予定） 令和2年11月17日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室</p>	<p>(1) 各部会の進捗状況について (2) 全体会について (3) その他</p>
<p>第4回（予定） 令和3年2月16日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室</p>	<p>(1) 各部会の進捗状況及び来年度の計画について (2) 全体会について (3) その他</p>

3 専門部会

◎相談支援部会

部会長・相談支援センターういず 近文字

【1市3町自立支援協議会】

開催日・場所	議題・概要
<p>第1回（コア会議） 令和2年7月21日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室</p>	<p>(1) 今年度の部会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ コロナウイルスの影響により、全体会や連絡会が開催できるかが不透明であることから、年度の前半はコア会議を中心に情報バンクの運用を進める。 ➤ 年度後半では計画相談の量の確保についても検討していく。足柄上地区で検討しているモニタリング様式の簡略化などを検討する。加算の取り方についても、部会で取り組むことを検討していく。 <p>(2) 情報バンクの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業所の空き情報等の情報をメールにて、クローバーに送ってもらい、行政機関と相談支援事業所等に情報提供する仕組みを開始する。 <p>(3) その他</p>
<p>第2回（コア会議） 令和2年9月15日（火）</p>	<p>(1) 情報バンクの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報バンクの運用開始の案内を2市8町の通所系事業所（就労B型、生活介護、地活、放デイ）入所系事業所（短期入所、GH）合計105ヵ所に送付。 ➤ 約50事業所から協力の回答があり、空き状況等の情報も寄せられている。10月から2市8町の相談支援事業所及び行政機関への情報提供を開始する。 <p>(2) その他</p>
<p>第3回（コア会議） 令和2年10月20日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室</p>	<p>(1) 情報バンクの運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 10月からの運用開始から、第3号まで情報提供を実施。空き情報以外にも事業所から様々な情報が寄せられている。また、インフォーマルな社会資源について情報等も周知の機会として一緒に転送している。 ➤ 2市8町相談支援事業所連絡会で情報バンクの運用について、相談員に周知をしていく。 <p>(2) 第4回部会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ コロナウイルス感染症対策を考慮して、相談員が一同に会しての部会の開催は見送る。代替案として、アンケート調査による相談業務のデータや課題の情報収集等を検討していく。

第4回（予定） 令和2年12月	計画相談の量と質の確保について
第5回（コア会議・予定） 令和3年1月19日（火） 18時～ おだわら総合医療福祉会館 会議室	（1）第4回部会の振り返り （2）第6回部会について
第6回（予定） 令和3年2月	計画相談支援・障害児相談支援に係る加算について

【県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター共催】

開催日・場所	議題・概要
2市8町相談支援事業所連絡会（予定） 令和2年11月2日（月） 15時～16時30分 ※リモート会議	1 地域生活支援拠点事業について 2 小田原市基幹相談支援センターの設置および小田原市相談支援事業の再編について 3 相談支援等ネットワーク形成事業の活動報告・今後の予定 4 各相談支援事業所からのお知らせ・情報提供など
事例検討会 （開催時期未定）	

◎就労支援部会

部会長・障害者支援センターぼけっと 恩蔵 幸一

開催日・場所	議題・概要
<p>第1回 令和2年11月27日(金) 16時00分～17:30 川東タウンセンターマロニ エ 202 会議室</p>	<p>企業の新型コロナウイルス対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 新型コロナウイルスに対するリスクマネジメントについて、民間企業の取り組みを参考に、適切な対応方法の意見交換や検討を行う。 ➤ 当日は富士フィルムフォトマニュファクチャリング株式会社の陶山氏を招いて講話を行っていただく他、事業所で新型コロナウイルス陽性者が出た際の対応についてグループワークを実施する。
<p>第2回(予定) 令和3年2月</p>	<p>農福連携の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業と福祉が連携をとるためのパイプ作りがテーマ。
<p>第3回(予定) 令和3年3月</p>	

※新型コロナウイルス影響での初動の遅れもあり、第3回は中止予定。

◎子ども部会

部会長・ほうあんホッと相談カフェ 大水健晴

開催日・場所	議題・概要
<p>第1回（予定） 令和2年8月4日（火） 9時～12時 小田原市役所 602 会議室</p>	<p>地域課題の明確化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 前年度に引き続き、子ども部会で取り組むべき地域課題を樹形図で分類するため、『支援の問題』『家庭・生活環境の問題』について具体的な問題へ細分化し整理した。 ➤ 樹形図が完成し、部会としての重点テーマを次のとおり設定した。①情報発信②医療との横の連携③療育の質④親の養育能力の問題 <p>※7月に予定していた小田原養護学校主催の夏の公開講座については、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、開催中止。</p>
<p>第2回（予定） 令和3年2月</p>	<p>第1回で明確化した地域課題について、取り組み目標の設定を行い、令和3年度の事業計画を立てる。</p>

◎権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会実務者会議兼）

部会長・神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会 坂井正志

開催日・場所	議題・概要
<p>第1回 令和2年9月17日（木） 14時～15時30分</p>	<p>(1) 令和2年度の権利擁護部会の活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 今年度は防災について取り上げる予定であったが、新型コロナウイルスの流行を踏まえ、再協議予定。グループワークを行い、新型コロナウイルスによる困り感や影響等について各部会員の情報を共有し、本部会で何をテーマに活動していくのかを再協議していく。 ➤ 部会構成員の見直しについても触れていく。 <p>(2) 障害者差別解消法の相談事例の共有について</p> <p>※8月に予定していた当事者座談会は、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため中止とし、今後の開催方法及び時期は再検討する。</p>
<p>第2回（予定） 令和2年11月で調整中</p>	<p>第1回で検討した結果をふまえ、開催していく。</p>
<p>第3回（予定） 令和3年2月18日（木）</p>	<p>未定</p>

開催日・場所	議題・概要
第1回 令和2年7月27日(月) 10時～11時30分 市役所602会議室	(1) 今年度の課題の確認 (2) 精神障害に関する普及啓発について検討 ▶ 誰に、どのような場で実施するのか、コロナウイルスの影響で昨年出していた案の見直し、再検討が必要。 (3) ワーキンググループの活動状況報告、今年度の計画 ▶ 各グループでの進捗状況を確認し、作業を進めていく。また、今後の日程を決める。
第2回 令和2年12月9日(水) 10時～11時30分	精神障がい者が安定して生活を送ることができる地域生活支援について、どのような資源が必要かを検討する。

【社会資源の集約ワーキング】

開催日・場所	議題・概要
第1回 令和2年8月6日(木) 13:00～14:40	資源マップの作成について具体的に検討。 ▶ 掲載事業所の選定の見直し、掲載内容について話を詰める必要があることが分かった。医療版と福祉課版の掲載の仕方や各機関への依頼の方法等、再検討すべき課題が挙げられたため、まずは今後の進め方について整理をした。
第2回 令和2年9月2日(水) 10:00～12:00	資源マップの掲載内容について話を進める。 ▶ 掲載事業所及び掲載内容項目について、次回までにそれぞれのレイアウトを考える。支援者が知りたい及び役に立つような内容を再検討していく。 依頼文書や掲載事業所への依頼など、6人の部会員で分担して作業を進めていく。
第3回(予定) 令和2年10月6日(火) 14:00～16:00	資源マップについては、様々な関係機関が作成した既存の資料もあり、部会での作成の必要性について再検討した。 ▶ 精神部会としては精神に特化した資源を作成した方が良いが、どのようなものがあるとよいかを地域の困りごとや対象者目線で考えていく方向に転換した。 ▶ 部会では精神障がい者の安定した地域生活支援に必要な資源を検討していくことになっているが、精神部会の年2回の全体会ではまとめきれないため、WGで進めていくことを検討。

【他部門との連携ワーキング】

開催日・場所	議題・概要
第1回 令和2年8月26日（水） 10:00～12:00	精神保健医療分野を知らない支援者が当事者を適切な場所に繋げられるようなフローチャート及び役割分担表を作成していく。当事者、支援者が孤立しない・させない支援体制の構築のため、相談先を明確にできるような資料を作成していく。社会資源マップと内容が重複しないよう調整していく。
第2回 令和2年10月14日（水） 10:00～12:00	作成にあたっての留意事項や検討内容が抽出されたため、検討を進めていく。今年度中に原案を作成していく。
第3回（予定） 令和2年12月（予定）	
第4回（予定） 令和3年2月（予定）	

令和2年度（2020年度）小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
地域障害者自立支援協議会（第1回） 書面会議結果

障害者支援センターぽけっと 星野泰啓 委員より

本年4月より、ぽけっと前所長の横尾から引き継ぎましたので、よろしくお願い致します。

お送り頂いた地域障害者自立支援協議会全大会資料から活動内容、及び2年度計画について学ばせて頂きました。コロナウイルス禍の影響で、計画にも変更があることと思いますが、協議会の力を合わせこの難局を乗り越えていければと思います。

小田原市肢体障害者福祉会 甘粕明 委員より

防災での対応をビデオ等で実施してほしい。想定外の自然災害（酒匂川など河川の氾濫）に対して各自治会での障害者、老人等への避難誘導の検討をお願いしたい。

回答1 小田原市障がい福祉課 青木章子 委員

小田原市では、災害時に支援を必要とする方の所在を把握し、適切な支援につなげるために、避難行動要支援者名簿を作成しています。希望により登録いただいた情報は民生委員、自治会、消防署等に提供し、災害時の安否確認や避難誘導などに活用されます。

また、災害時の新たな避難所として、令和2年8月よりバリアフリー型避難場所を開設します。場所は市内公共施設である、マロニエ、いずみ、UMECOの3か所となります。

回答2 箱根町福祉課 安藤正博 委員

箱根町では、自治会長と民生児童委員に担当地域の『災害時要援護者名簿』をお渡しし、災害発生時には、配慮いただけるよう依頼しています。

回答3 真鶴町健康福祉課 上甲新太郎 委員

真鶴町では、災害が発生した際に備え、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。本名簿には、高齢者や障がい者など、自力で体を動かすことが困難な方、災害時に避難行動をとることが困難な方を対象として、同意を得た上で記載しています。完成後は、自治会や民生委員などへ提供し、災害発生時の声掛け運動や避難誘導など「互助」・「共助」につなげていく予定です。

また、自力で避難が困難な方、一部介助が必要だが希望される方については、「個別避難行動計画」を順次、自治会や関係機関と連携し策定を予定しています。

回答4 湯河原町社会福祉課 小澤忍委員

湯河原町では、障がい児者、要介護者、ひとりぐらし高齢者などの要支援者を登録した避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等の実施に役立てています。

また、障がい者等の要配慮者の避難対策として、障がい福祉サービス事業所である「湯河原町地域作業所たんぽぽ」と「災害時における避難収容施設の使用に関する協定書」を締結しており、災害時における要配慮者の避難場所及び介護支援者の確保を図っています。

小田原養護学校 廣瀬忠明 委員より

日ごろ、地域の皆様には大変お世話になっております。

小田原養護学校は、今年度、児童生徒数 267 名でスタートしました。4月5月は、学校が休校となり、事業所の皆様には本当にお世話になりました。学校は、9月から通常どおり午後の授業も実施する予定です。

また、令和3年開設の予定で、現在、湯河原・真鶴方面分教室（仮称）の建設が進んでいます。人を「つなぐ」・地域「つながる」・みんなが「つながりあう」を合言葉に、共生社会の実現に向けて地域と連携した学校づくりに努めていきますので今後ともどうぞよろしくお願ひします。

小田原市社会福祉協議会 林良秀 委員より

資料 11 小田原市基幹相談支援センター事業運営法人募集要項中、2 業務内容 (5) 地域障害者自立支援協議会（全体会、運営会議、専門部会）の運営とありますが、ここでの業務委託と本協議会予算（会議関連の事務費）との位置づけはどのようになるのでしょうか。今後は、市町村負担金をやめて、当該委託料の積算に、会議開催費用を計上するのでしょうか。

回答 事務局より

地域障害者自立支援協議会の運営にかかる費用につきましては、従来どおり分担金収入による独立した会計での運用となります。予算の承認や会計監査を同協議会で行うことにより、活動を同協議会で決められるようにするためです。

太陽の門相談室（県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター）

オブザーバー 大友崇弘氏より

令和元年度は県西ナビとしてすべての部会に参画させていただいた。今年度も継続して部会に参画し、地域課題の解決に向け協働して取り組んでいきたい。

相談部会では、前年度から県西ナビと協働で地域課題の解決に取り組んでいる。今年度は情報バンクの運用等、具体的な取り組み等もあるので、より緊密に連携し、計画相談の質の向上や量の確保につなげていきたい。

子ども部会においては地域課題の明確化、取り組み目標の設定を丁寧に行われていると感じた。また、障害児施設の加齢児の地域移行に係る課題について、県西ナビでは次年度以降に専門部会の設置も検討している為、子ども部会との協働についても検討して頂きたい。

精神障害者地域生活支援部会については、部会での取り組みを圏域全体で共有できるよう働きかけていきたい。また、コロナ禍において取り組みの進捗に支障が出ることを踏まえ、各ワーキンググループにおける到達目標のさらなる具体化が進められると良いのではないか。

令和二年度はコロナ感染拡大防止対策により、協議会や部会等の開催が難しくなっている状況である。このような状況下においても、リモートツール等を活用し情報の共有・収集・発信を行い、連携協力体制を失することのないよう、課題解決に向けて官民協働で取り組んでいきたい。

資料 4

足柄上地区

地域自立支援協議会 資料

(南足柄市福祉健康部福祉課)

足柄上地区地域自立支援協議会 令和2年度開催結果（中間）

1 代表者会議

開催日・場所	議題
第1回 令和2年8月 【書面会議】	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面会議とした ①令和元年度開催結果報告及び令和2年度開催予定について ②相談支援事業・地域活動支援センター事業監査報告 ③委託事業及び県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の令和元年度事業報告と令和2年度事業計画について ④足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について

2 運営会議

開催日・場所	議題
第1回 令和2年7月15日(水) 南足柄市役所 401・402 会議室	①各部会の令和元年度事業報告と令和2年度事業計画について ②障害福祉計画等策定に伴う広域検討事業の現状整理・調整 ③地域活動支援センターひまわりの事業内容について ④運営会議・協議会の開催方法について

3 専門部会

◎相談支援部会

開催日・場所	議題
第1回 令和2年7月 【書面会議】	①令和元年度権利擁護部会事業報告について ②令和2年度権利擁護部会事業計画(案)、スケジュール(案)について 今年度は「地域住民向け障害者虐待防止についての理解促進を図る」をテーマに啓発パンフレットの作成を部会員が行い、令和3年2月にオンライン上でコンペを執り行うこととしました。また、採用されたパンフレットは、令和3年度に部会員の方々と配布先や配布方法について検討を行うことを予定しています。

◎地域生活支援部会

開催日・場所	議題
	現在、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会が事務局となり、「地域生活支援拠点事業在り方検討会」を開催し、小田原市及び足柄下郡と合同で検討を進めている、詳細については次のとおり。

地域生活支援拠点の在り方について

<地域生活支援拠点について>

- ・地域生活支援拠点は、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス供給体制を構築するものです。
- ・地域生活支援拠点の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備えることとしています。
- ・国の基本指針に基づいた障害福祉計画において、地域生活支援拠点の整備については、当初、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することになっていましたが、厚生労働省からの基本方針の改正に伴い、令和5年度末まで延伸されています。

<経過>

- ・足柄上地区における地域生活支援拠点の整備につきましては、平成30年度まで足柄上地区地域自立支援協議会地域生活支援部会において、検討を進め、自立支援協議会において報告書を提出しているところです。
- ・現在、太陽の門が事務局となった、2市8町を圏域とする圏域ナビゲーションにおいて、神奈川県、小田原保健福祉事務所足柄上センターにも参画いただき、小田原市及び足柄下郡を含めた地域生活支援拠点事業の在り方検討会において、地域生活支援拠点の地域の状況把握、対象者の検討、地域生活支援拠点に設置するコーディネーターなどについて検討してきました。

<生活支援拠点のイメージ>

- ・現段階での生活支援拠点のイメージとしては、①相談、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりなどのコーディネーター機能については、足柄上郡、足柄下郡個別に設置し、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場については、足柄上郡、下郡が相互利用できる形を想定しています。
- ・具体的には、地域生活支援拠点事業の在り方検討会において、コーディネーター機能については現在の足柄上郡、足柄下郡の相談支援センター（りあん・クローバー）に委託することを想定し、中核事業者については、小田原市の永耕園を中心に検討しています。
- ・現在、相談支援センター及び中核事業者も交え、生活支援拠点の在り方について検討しています。

<今後の予定>

- ・スケジュールとして、令和元年度は地域生活拠点のアウトラインを確定しました。令和2年度前半から試験的な運用を行い、令和3年度から事業開始を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定していたスケジュールに遅れが出ていることから、今後、試験的運用などの条件整備を行うことが必要のため、足柄上地域では令和4年4月の事業開始に向けて検討を進めて参りたいと思います。

令和2年10月7日

足柄上地区地域自立支援協議会
代表者会議委員 様

足柄上地区地域自立支援協議会
会 長 井 上 美 宣
(南足柄市福祉課長)

足柄上地区地域自立支援協議会令和2年度第1回代表者会議（書面会議）の
結果について（通知）

中秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向を鑑みて書面会議による開催とさせていただきます。ご多忙のところ、貴重なご意見をいただきありがとうございます。別添のとおり意見を取りまとめましたのでご査収ください。なお「(3) 足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について」は、本会議の意見として、開設予定事業者へ送付いたしますのでご承知おきください。

<事務担当>

南足柄市福祉課障害福祉班

電話：0465-73-8047（直通）

FAX：0465-74-0545

E-Mail：syougifukushi@city.minamiashigara.kanagawa.jp

LG-WANMail：syougaiifukushi@city.minamiashigara.lg.jp

令和2年度足柄上地区地域自立支援協議会第1回代表者会議 書面会議意見

(1) 足柄上地区地域自立支援協議会令和元年度開催結果報告及び令和2年度開催予定(案) について

【開成町】

- ・ 足柄上地区地域自立支援協議会事務局の南足柄市と足柄上地区地域自立支援協議会事務局地域支援部会事務局である開成町が、「地域生活支援拠点事業在り方検討会」のメンバーとなり、検討に加わっています。今後とも、地域生活支援拠点の設置に向けて、「地域生活支援拠点事業在り方検討会」の検討結果を各市町に情報提供してまいります。
- ・ 地域生活支援拠点の設置について、国の基本方針の変更により、開始時期が令和3年4月から令和5年度末に延伸になったため、足柄上地区としても延伸の方向で検討しています。

【県西ナビ】

・ 地域生活支援拠点

拠点の5つの機能(① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり)の中でも優先度の高い②について、コロナ禍でもできる設置に向けた準備に取り組んでいただきありがとうございます。広域かつ社会資源の一部不足・偏在化という県西圏域の課題解消のため、上地区・下地区の社会資源の相互利用を可能とする体制(面的整備型)の実現に向け、在り方検討会を通じた協力を務めてまいります。

・ 権利擁護部会

虐待防止・差別解消に向けた「一般住民向け啓発パンフレット」の作成等について、県西ナビおよび地域支援センターひまわりで協力してまいります。

・ 運営会議

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」設置について、県西ナビとしてバックアップしてまいります。

【精神障害当事者】

・ 就労支援部会について

就労継続支援の事業所などで、コロナ禍による授産作業やイベントが減少し、工賃の減少や意欲の低下が起これ、さらに利用者の通所が減るといった悪循環が生じるということを知ります。利用者ご本人への助成もさることながら、事業所間の情報交換の機会や、工夫、好事例などの共有が緊密にできるようになるとよいと感じています。

【相談支援センターりあん】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響から、今年度会議の開催の仕方等を工夫していかなければなりません、足柄上地区が障害児・者の方々にとって生活しやすい地域となるよう、各会議体の協議が前進していった欲しいと思います。
- ・地域生活支援拠点等整備事業について、コーディネーター機能については、委託相談支援事業所へ委託されることが想定されておりますので、各市町の方とも当該事業について共有していけたらと思います。

【中井やまゆり園】

- ・第2回（令和3年3月予定）開催についても、書面会議が適当と思われます。なお、他の圏域については、すでに2月の書面開催、Web開催を決めたところもあります

【南足柄市手をつなぐ育成会】

令和2年度については、新型コロナウイルスの件が収束またはこれに近い条件ができたならば次年度の前に開催できれば良いと考えます。

令和2年度足柄上地区地域自立支援協議会第1回代表者会議 書面会議意見

(2) 相談支援事業・地域活動支援センター事業監査報告

【大井町】

監査担当を各町2年連続とし、1町が必ず残ることとした方が、前年度に指摘等があった場合、改善確認等がスムーズに実施できると思われま

【地域包括支援センターひまわり】

収支報告書を提出させていただきました。ご指導ありがとうございました。

令和2年度足柄上地区地域自立支援協議会第1回代表者会議 書面会議意見

(3) 委託事業及び県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業令和元 年度事業報告と令和2年度事業計画について

ア 障害者就業・生活支援センター事業（障害者支援センターぼけっと）

【自立サポートセンタースマイル】

今年度はコロナ禍の影響で合同面接会にも影響出ていると聴いています。障害者の就労支援については、改めて地域一体となって取り組んでいく必要があると思います。

【精神障害当事者】

- ・昨年と比べ、障害者の求人等の情勢変化はいかがでしょうか？ それに対し具体的な取り組みが何かあれば教えてください。
- ・障害者支援担当者との交流会やピアサポート等はぜひ続けていただきたいと感じています。そこで出たご意見なども協議の場などでご紹介いただけると嬉しいです。

【相談支援センターりあん】

職場定着促進のための在職者の交流活動とピアサポート活動（ぼけっとびあ）は、対象とする障害種別が異なる等、それぞれ別の活動ですか？

【県西ナビ】

障がいのある方の社会参加促進に向けて、雇用の安定は重要な支援になると考えます。安定のための支援者スキル向上に加えて、ピアサポーターの活用も大きな支援力に繋がるのではないのでしょうか。

事業計画（5）連絡会議については、地域活動支援センターの出席をご検討ください。

【開成町社協】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業が予定通り遂行できなく状況でした。まだまだ先が見えない状況ですが引きつづきよろしく願いいたします。

【中井やまゆり園】

コロナ禍における「(2) 職場定着促進のための在職者の交流活動の実施」、「(6) ピアサポート活動」の実施状況や今後の予定（見通し）について情報提供をお願いします

【小田原児童相談所】

現在はコロナ禍で難しいとは思いますが、今後、ピアサポーターの活動が広がってい

くことを期待します。

イ 足柄上地区障害者相談支援事業（相談支援センターりあん）

【精神障害当事者】

- ・従業務やその割合を理解する事ができました。連携の機会も非常に多く持たれていると感じています。継続される上でマンパワー等ご負担が軽減されるよい方策があればと思います。
- ・相談の対応内容で他機関紹介の件数がほぼないのは情報提供等に含まれていると考えてよいのでしょうか？
- ・ピアサポーターの方の対外的な活躍の場が増えることを期待しています。また新しいピアサポーターの養成は必要に応じて行われるのでしょうか？

【障害者就業・生活支援センターぼけっと】

日頃から連携、助言をいただいております。今後とも密な連携を行い支援につなげていきたいと考えています。

【相談支援センターりあん】

皆様から頂いたご意見等を踏まえ、今年度も事業運営、相談支援活動を進めていきたいと思っております。

【開成町】

相談内容が複雑、複合化し、他機関との調整時間が増えているかと思われまます。今後も相談件数については増加していくと思われる中で、人員体制は大丈夫でしょうか。

【県圏ナビ】

県西ナビが主催する連絡会や事例検討会へのご参加・ご協力に感謝いたします。今後とも上地区・下地区・圏域の各協議会同士の連携・協働につき、ご協力をお願いいたします。

また、地域活動支援センターとしても連絡会を通じて更なる連携を図ってきたいと考えています。ひまわりに通所されている方の中に知的障がいのある方のピアサポーター活動に興味を持たれている方もおられるため、情報提供いただけるとありがたく思います。

【開成町社協】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業が予定通り遂行できなく状況でした。まだまだ先が見えない状況ですが引きつづきよろしく願いいたします。

【KOMNY】

「6. 相談支援の実績」のところで、来所・電話・訪問のそれぞれの1件当たりの平均利用時間を示してもらえるとわかりやすいと思います。また、各市町における定期相談会の利用件数が少ない事が残念です。

【小田原児童相談所】

現在はコロナ禍で難しいとは思いますが、今後、ピアサポーターの活動が広がっていくことを期待します。

ウ 地域活動支援センター事業（地域支援センターひまわり）

【地域活動支援センターひまわり】

コロナ感染対策の為、一部運営を縮小しつつも、登録メンバーの社会参加の場を確保する為、休業することなく運営を継続してまいりました。今後も、第2波・第3波の恐れはありますが、足柄上地区1市5町と確認・連携のもと、運営を続けていく所存です。

また、当センターが年齢や障害種別を問わずサポートしている特徴を活かし、事業運営を通じて把握された地域課題を協議会において報告し、課題解決に務めてまいります。現状では、確認された地域課題に基づき、児童部門においては、未就学児童の早期家族支援（ペアレントトレーニング）を、成人部門においては、主に精神障がいのある方等が安心して繋がることのできる居場所の提供（地域の医療資源に繋がっているものの、必要な生活支援に繋がりにくい方への地域定着のサポート）に焦点を当てて事業を展開しています。

普及啓発事業（ちいきふくし博）については、コロナ禍であるため、非接触型のイベントを実行委員会において検討して参ります。

【精神障害当事者】

- ・プログラム内で学生や地域の方々を招いたり出向いたりする交流の機会は非常に重要だと感じています。利用者の声や感想なども知れる機会があると嬉しいです。
- ・児童と成人の交流の場も生まれてきているというのも素敵だと感じました。
- ・交流スペースの再開を願っています。
- ・居場所であり通過点でもあり、フォーマル／インフォーマル含め地域とつながる積極

的に支援するという部分に共感し、期待しています。

- ・SDに配慮されたスペースになっていると思いますが、利用者間の会話や交流など物理的な距離で心理的な距離に影響が起きていることなどはあるでしょうか？

【障害者就業・生活支援センターぼけっと】

ぼけっとを訪れる方の中でも、まずは人とのつながりや生活リズムを回復したい方の日中の行き先として、とても心強くありがたく感じております。送迎サービスも、必要な方に支援を届けるために必須と考えられます。

【相談支援センターりあん】

- ・福祉制度やサービスの狭間にいる成人の方に対する具体的支援として、地域支援センターひまわりの機能に大きな期待をしています。
- ・県西圏域では、児童発達支援事業所が定員いっぱい、なかなかよりよいタイミングで利用することが難しいと聞いております。乳幼児も受け入れている地域支援センターひまわりの存在は有難いと思う反面、早期発見の体制や情報が充実している今、発達に心配があるお子さんが増えている（いく）と思われるため、地域課題として、課題解決に向けた動きが出来るといいと思います。

【開成町】

- ・毎月の実利用人数をご教示いただければと思います。また、実利用人数と登録者数の差をご教示いただければと思います。

【社協福祉協議会】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業が予定通り遂行できなく状況でした。まだまだ先が見えない状況ですが引きつづきよろしく願いいたします。

【中井やまゆり園】

「5. 交流スペースの再開状況」について情報提供をお願いします

【小田原児童相談所】

親子通園事業は、親子ともどもサポートを受けることができ、有意義な事業だと感じました。児童相談所での相談ケースにも紹介できるとよいと思います。

エ 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業（太陽の門相談室）

【県西ナビ】

コロナ禍で一堂に会する機会を作りにくい状況ですが、リモートツール活用等の工夫をしながら、関係機関同士のつながりが絶えることのないように取り組んでいく所存です。

今年度の具体的な取組内容を添付いたしました。ご高覧いただけましたら幸いです。

*別添資料「事業計画 ①相談支援ネットワーク ②サービス提供ネットワーク ③地域移行・定着推進ネットワーク」参照

【精神障害当事者】

- ・各種会議がリモートで行われることも増えておりますが、ネットワーク形成においてメリットやデメリットは出てきているのでしょうか？
- ・例年行ってきた企画等で中止や延期になってしまっているものに対する代替案などご検討の事がありましたらお聞かせください。

【開成町社協】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業が予定通り遂行できなく状況でした。まだまだ先が見えない状況ですが引きつづきよろしく願いいたします。

①相談支援ネットワーク（案）

令和元年度、県西圏域にあるすべての相談支援事業所に訪問し聴き取りを行った結果を踏まえ、2市8町相談支援事業所連絡会・下地区相談支援部会において、地域課題を整理・検討した。各グループに共通していた主な課題は、①新規計画相談の受け入れ先が少ない、②事業所間の情報共有が難しく横のつながりが少ない、③社会資源の不足の3項目であった。

令和2年度の取り組みとしては、すべての方に相談支援を届けるための量的充足の手段として、①計画相談新規参入予定事業者の開設支援、潜在資格者に対するフォローアップ、介護保険のケアマネジャーに対する参入促進、各事業所に合った経営モデルをイメージできる資料および機会の提供を行う。②下地区・上地区相談支援部会と連動し相談支援専門員のためのフリースペースの設置を行う。③サービス提供ネットワークと協働しインフォーマルを含めた社会資源の可視化を行う。

また、医療的ケアの必要な方の支援についての課題も確認している。小田原保健福祉事務所と共催で、まずは医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児等支援者養成研修修了者同士の顔の見える関係を構築し、医療的ケアの必要な方に対する福祉的視点の支援力（生活者視点）の充実に向けて取り組んでいく。

その他、新型コロナウイルス感染症の対応から見えた課題もある。コロナ禍において支援を継続するには、感染防止対策を講じつつも、ご本人・ご家族の不安・思いに寄り添い・伴走し、クライシスプラン等の作成も含めた相談支援体制が必要である（指定・委託問わず、各事業所・法人独自の体制整備も含む）。支援者間の会議などはリモートツール等を活用し情報の共有・収集・発信を行い、人との物理的な距離を保つことが求められる中においても、連携協力体制を失することのないよう実施していく。

以上について、今年度も下地区・上地区の相談支援部会と連動しながら官民協働で地域課題のさらなる考察と課題解決に向けて取り組んでいきたい。



、「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン Ver. 2」より

②サービス提供ネットワーク（案）

令和元年度、県西圏域にあるすべてのサービス提供事業所に訪問し、支援を行う上での困り感や悩みなどを伺った結果、地域課題として量と質の課題が抽出された。

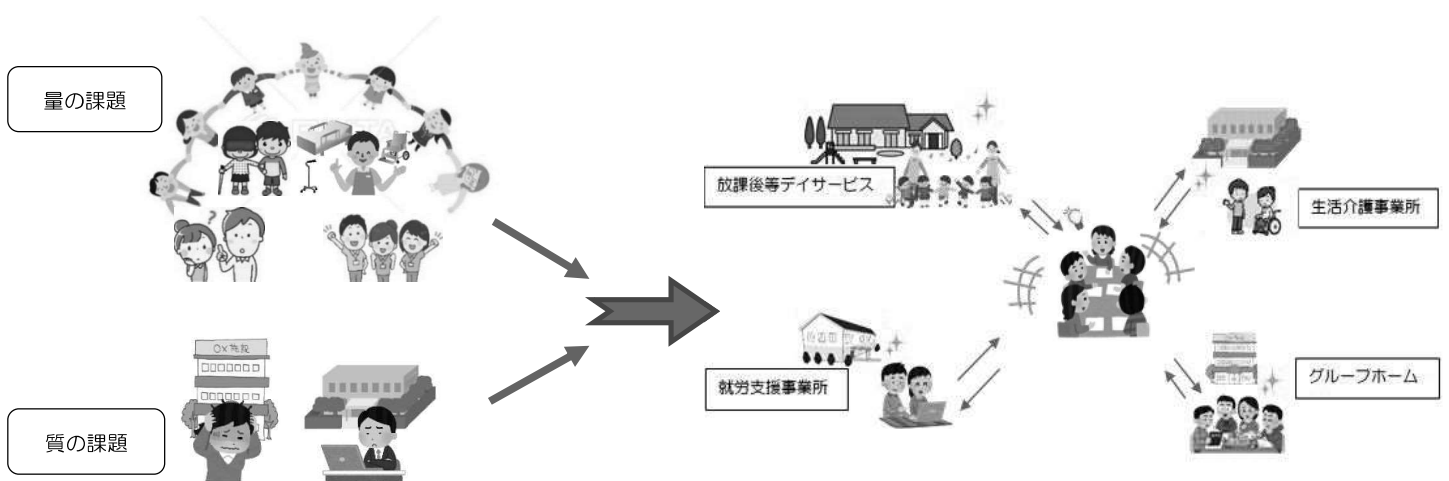
量の課題としては、福祉従事者の人材不足とサービス提供事業所の不足があり、質の課題としては、学びの機会が少なく人材育成の不安など、自事業所内での OJT が困難な状況にあるという声が散見された。

令和2年度は、量の課題の取り組みとして、地域のサービス需要をより明確にするために、65歳以降の介護保険サービス移行予定者等も含めた可視化を行っていく。さらに、地域住民が福祉をより身近に感じ、興味・関心を持ち、従事者不足が解消されることをねらいとした障がい福祉の普及啓発イベント「ふくしフェア」を開催する。

質の課題の取り組みとしては、サビ児管同士がつながりを持ち、相互の視点や知識・技術・想いを交わせる場としての連絡会を開催する。また、サビ児管以外のサービス提供職員に対しても、学びと振り返りの機会が持てるように、事例検討会等を通じて、県西全体で人材育成（地域 OJT）を行っていく。

その他、各事業所におけるコロナ感染症対策の状況（SD の配慮方法・開所状況等）や複数事業所を併用している方の健康状態の把握等の情報共有に係る課題、コロナ禍における自然災害時の防災対策についての課題等があがっている。情報共有に係る課題や防災対策に関しては、リモートツール等を活用（3密防止）し、情報共有・検討の機会を創設する。

以上のような取り組みについて、障がいのある方もない方もその人らしく地域で過ごせるように、官民協働で地域課題のさらなる考察と課題解決に向けて、取り組んでいきたい。



③地域移行・定着推進ネットワーク（案）

地域移行・定着推進ネットワークとは、県西圏域において精神障がいのある方も地域で自分らしく生活し続けられる共生社会を目指し、地域移行・定着支援の充実の為に保健・医療・福祉等の関係者が繋がる場である。

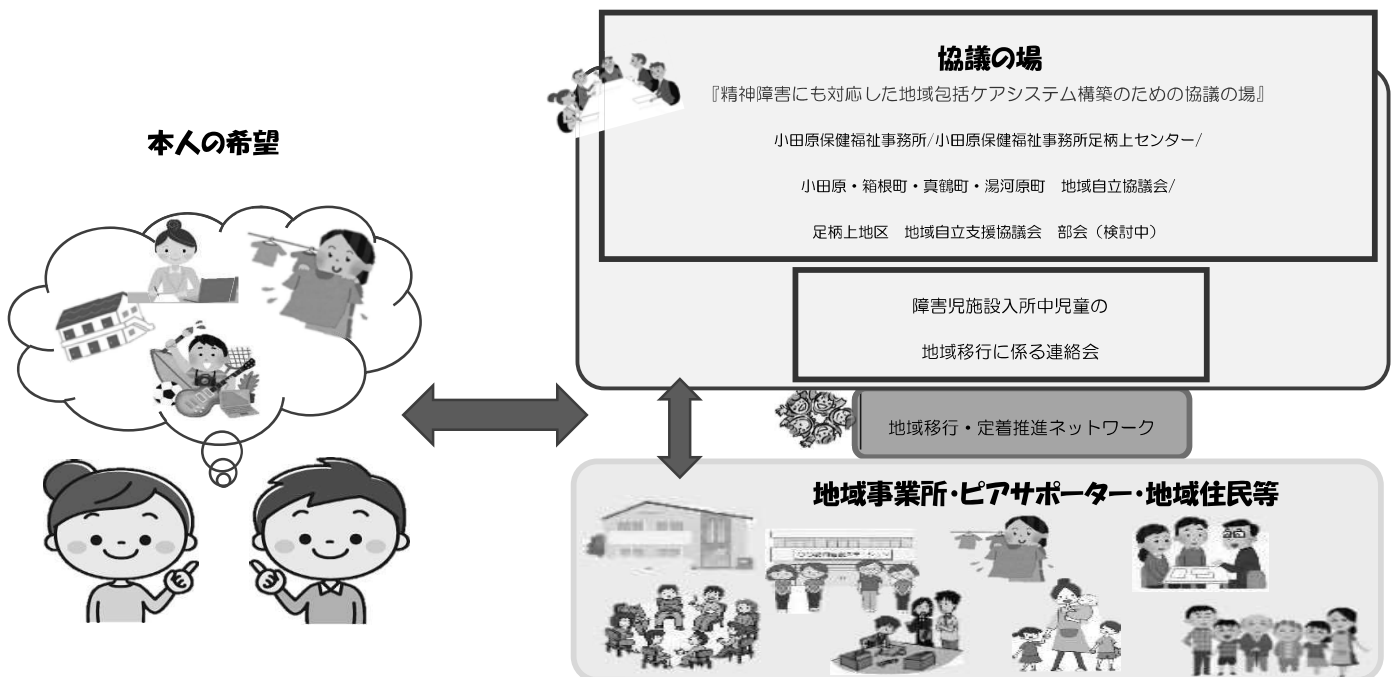
令和元年度は、県西圏域における3つの協議の場（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場）に参画、課題感や取り組みについて協働できる関係性を構築した。

地域移行・定着支援がより連動したものになるためには、協議の場での取り組みと、受け入れ側となる地域支援者等の声を相互に共有しながら、地域全体で取り組めるような体制づくりが必要であると感じた。

令和2年度の取り組みとしては、「地域移行・定着推進ネットワーク連絡会（仮称）」を開催し、精神障がいのある方の支援に携わっている地域事業所同士が日々の悩み感や課題感について検討できる環境を作り、協議の場の取り組みを波及していく。

また、足柄上地区自立支援協議会では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場（部会）設置が検討中となっている。足柄上地区市町や小田原保健福祉事務所足柄上センターと共に福祉等を起点とした協議体の設置を促進し、より多くの人の意見が反映される地域づくりに向けた議論を目指していきたい。（別紙資料：令和元年度地域精神保健福祉連絡協議会 資料 「足柄上地区の協議の場の状況」より引用）

さらに、国から令和2年度末を目途に障害児施設に加齢児が地域や成人施設に移行できるように、障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性が示されている。障がい児等の意思決定を尊重しながらライフステージに応じた適切なサービスや住まいの場が選択できるように、さらなる取り組みが求められている。県西圏域においては、「小田原児童相談所管内障害児施設入所児童の地域移行に係る連絡会」が設置され、協議検討が進められてきたところである。既存の連絡会と協働しながら、今までの議論を踏襲しつつも地域全体の課題として検討できるよう、専門部会の設置も視野に入れながら体制強化を図っていく。



令和2年度足柄上地区地域自立支援協議会第1回代表者会議 書面会議意見

(4) 足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について

【自立サポートセンタースマイル】

短期入所の機能を持った共同生活援助が、新しく地域に出来ることについてはとても喜ばしいことです。地域に不足していた資源で、相談支援専門員としてはこれまで調整が難しいところでしたので。

これまで利用したいという話は度々あり、実際に空きが出ることもありましたたが、実際の調整は難しいところがありました。理由としては、急すぎて準備が出来ていない。準備が出来てきてから連絡をしたら埋まっていた等。今回は時期がある程度はっきりしており、居室数も多く、ショートステイも対応されているので調整しやすいと思います。

今後について意見を述べますと、ご家族等にも出来るかぎり早めに周知するようにしてほしいです。気持ちを準備する期間、当事者やそのご家族が考える期間が出来ますので。それと、利用(申し込み)に関してですが、部会等中心的なところを設けて進めていただくと助かります。分かりやすさもありますが、どうしてもご家族も支援者も、「早くしなければ」と焦ってしまいそうなので。取りまとめる機関があつて、わかりやすい時期設定(申し込み期間、体験機関 等)があればスムーズに進めていけるとと思います。

【精神障害当事者】

- ・どちらも貴重な社会資源となると思うので期待しております。前回ひまわり様のご指摘のように、地域の方との意見交換の内容等を協議の場で共有できるとよいと思いました。
- ・この地区ではやはり精神障害者は入院か自宅かの選択を余儀なくされる部分が多いと感じています。障害特性の相性のようなものもあるかもしれませんが、精神障害の方も受け入れていただけのご配慮があればと思います。
- ・募集に関しても、情報周知や条件等、公平な受け入れの仕組みが設けられていることを望みます。

【ほうあんホッと相談カフェ】

重度の方向けのグループホームはほとんど無い状態ですので、積極的な展開は歓迎されるものかと思います。

是非、入居された方々が自分らしくすごせる暮らしの場として、まずは安全に、そして質の高いサービス提供されることを希望します。

近隣住民の方ともよく話し合い、地域と相互理解のもと進めてください。

実際の運営は大変なご苦勞が予想されますので、バックアップ体制や経験や情熱ある管理者・サビ菅の配置を期待したいと思います。

【障害者就業・生活支援センターぼけっと】

地域でとても必要とされている事業だと感じています。行政からも助成など、推進力を持って進めて頂きたい事項と考えています。

【相談支援センターりあん】

- ・松田町内に開設予定のグループホームについて、看護師配置がなく、訪問看護ステーションによる健康管理とのことですが、医療ケアが必要な方の受け入れについてはどのようなお考えかお聞きしたいです。(医療ケアの頻度が少ない重心の方の受け入れは可能かどうか等)
- ・障害支援区分でいうと、区分4～6の方が主な対象となってくるのでしょうか？

【開成町】

- ・松田町内における日中活動支援型障害者グループホームについて、設置予定場所が、松田町洪水ハザードマップに規定する川音川の河岸侵食による家屋倒壊想定区域に含まれているかと思えます。近年の豪雨発生状況もあり、当該箇所が洪水発生の危険性の高い場所であることから、設置にあたり、避難計画の策定、避難経路、避難方法の明確化など入所者の方の安全を第一に設置についてご検討いただければと思います。
- ・今後、災害時の一時避難所等の受け入れ先として、協定を結ばれる可能性はありますか。

【地域活動支援センターひまわり】

足柄上地区にGHができることは、「どこで」「だれと」暮らしたいかという、当事者の皆さんにとっての「居住の場の選択肢」が増えることに繋がりますので、強く賛同するとともに、より地域ニーズの高いGHの設置を期待いたします。

現状としては、精神障がいのある方の地域移行に係る体験の場、身体障がいのある方も生活できるバリアフリー構造のGHも不足しているように感じています。

【開成町社協】

本件について、総論（地域内にグループホームを設置する）ことについては前向きに検討されるべきものと考えます。在宅から施設の中間的な役割を果たすべきものとして、障害をお持ちの方の選択肢が増えることには期待しておりますが、それぞれの施設の内容については、この地域の実情にあった施設の設置を検討していただければと思います。

例えば、入居者を、知的障害、身体障害、精神障害と対象を分ける場合、足柄上地域の中で偏りが生まれないように配慮いただければと思います。

また、医療職等の配置については、入所する利用者の状況に応じるものと思われますので、その点配慮いただけると利用者も安心して利用できるのではないのでしょうか。

立地については、河川に非常に近い場所においては、全国的に豪雨災害が発生し施設が被害を受けることがあります。利用者の安全面等心配があります。

【南足柄市手をつなぐ育成会】

南足柄市手をつなぐ育成会では、以前より幾度となく知的障害者が安心して生活ができて、親なき後も終の棲家としてグループホーム等の支援を受けながら送ってほしいと願う保護者たちで模索していたところでした。

この度の南足柄地内で障害者のグループホーム建設ができるとのことは、私たちにとって大変喜ばしい出来事ととらえています。

【KOMNY】

入居者の選考基準があれば早めの周知をお願いしたいと思います。

【小田原児童相談所】

何らかの事情で在宅生活が困難な児童が障害児入所施設で生活していますが、成人施設等の枠が限られているため、18歳以降の移行先がなかなか見つからず、苦慮しています。やむを得ず、県外など遠方の施設やグループホームに入所することもあります。足柄上地区で日中活動支援型障害者グループホームが開設すれば、住み慣れた地域で暮らしを継続でき、この課題の解消につながると思います。設立に大いに期待します。

(質問)

この施設での短期入所は成人のみでしょうか。家族のレスパイトや緊急で一時預かりが必要になる等、児童の短期入所のニーズも非常に高いと感じています。障害児入所施設で対応してもらっていますが枠に限りがあり、グループホームで児童の短期入所ができると支援の幅が広がると思います。成人だけでなく、児童の短期入所にも課題があることを知っていただけると幸いです。

令和2年度足柄上地区地域自立支援協議会第1回代表者会議 書面会議意見

(5) その他

【精神障害当事者】

精神障害者の地域移行に関して、病院への訪問が難しい状況が続いています。体験や練習の機会が持てない事で入院や社会復帰が延びてしまうのは、ご本人に人生にとって大きな損失になってしまうということが当事者同士の会話で最近によく出てきます。具体的なアイデアはありませんが、交流の機会が途絶えないための知恵をお借りできればと思います。

【相談支援センターりあん】

精神障害の方の当事者活動報告を拝見させて頂き、コロナ禍で当事者の方々にとって、「おれんじせえぶ」が物理的にも、精神的にも、大きな存在となっていることが分かりました。委託相談支援事業所としても、今課題に挙げられているコロナ禍でも不安を解消できる居場所作り、相談方法等を一緒に考えていければと思います。

【県西ナビ】

おれんじせえぶのオンラインミーティングから届いた、当事者の方の声（一番必要なものは居場所・自宅はリラックスできた・情報交換できた・フリースペース再開後もオンラインは続けてほしい等）について、県西ナビの取組みにおいても参考にさせていただきます。

資料 5

神奈川県 資料

(神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課)

令和2年度相談支援従事者研修実施状況（R2.10.1現在）

○相談支援従事者研修（初任者研修・現任研修）

令和元年度										
		定員	回数	応募	(定員比)	受講決定	(定員比)	修了者数	(定員比)	受講料(円)
初任	県	200	2	238	119.0%	214	107.0%	199	99.5%	7,000
	横浜市	120	1	236	196.7%	120	100.0%	116	96.7%	12,000
	川崎市	120	1	122	101.7%	121	100.8%	109	90.8%	8,000
現任	県	200	2	279	139.5%	206	103.0%	197	98.5%	5,000
	横浜市	120	1	153	127.5%	133	110.8%	131	109.2%	5,000
	川崎市	120	2	93	77.5%	93	77.5%	89	74.2%	4,000

令和2年度										
		定員	回数	応募	(定員比)	受講決定	(定員比)	修了者数	(定員比)	受講料(円)
初任	県	120	3	194	161.7%	126	105.0%		0.0%	7,000
	横浜市	60	1	155	258.3%	60	100.0%		0.0%	12,000
	川崎市	72	1	78	108.3%	72	100.0%		0.0%	8,000
現任	県	100	2		0.0%		0.0%		0.0%	5,000
	横浜市	60	1		0.0%		0.0%		0.0%	6,000
	川崎市	72	2		0.0%		0.0%		0.0%	6,000

募集中
募集中
募集中

○相談支援従事者研修(プレ研修(基礎研修))

令和2年度										
		定員	回数	応募	(定員比)	受講決定	(定員比)	修了者数	(定員比)	受講料(円)
プレ	県	120	3	189	157.5%	121	100.8%		0.0%	2,000
	横浜市	60	1	155	258.3%	60	100.0%		0.0%	0
	川崎市	100	1	82	82.0%	75	75.0%	70	70.0%	2,500

○相談支援従事者スキルアップ研修、支援会議・サービス調整整備会議実践研修

令和2年度										
		定員	回数	応募	(定員比)	受講決定	(定員比)	修了者数	(定員比)	受講料(円)
スキルアップ	県	120	3		0.0%		0.0%		0.0%	
	横浜市	60	3	54	90.0%	54	90.0%		0.0%	
	川崎市①	40	1		0.0%		0.0%		0.0%	0
	川崎市②	80	1		0.0%		0.0%		0.0%	2,000
支援会議	県	80	2		0.0%		0.0%		0.0%	
	横浜市	20	1		0.0%		0.0%		0.0%	
	川崎市	40	1		0.0%		0.0%		0.0%	0

募集中
募集中
募集中
募集中

○専門コース別研修

令和2年度										
	コース名	定員	回数	応募	(定員比)	受講決定	(定員比)	修了者数	(定員比)	受講料(円)
専門	地域移行	120	3		0.0%		0.0%		0.0%	

募集中

○潜在相談支援専門員等研修

令和2年度										
	コース名	定員	回数	応募	(定員比)	受講決定	(定員比)	修了者数	(定員比)	受講料(円)
潜在	管理者	40	1		0.0%		0.0%		0.0%	
	資格保有者	80	2		0.0%		0.0%		0.0%	

資料 6

地域生活支援拠点事業 資料

(県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター)

県西圏域における地域生活支援拠点等の整備について（案）

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
地域生活支援拠点事業の在り方検討会

目次

1. 地域生活支援拠点事業の概要	1
(1) 地域生活支援拠点事業について	1
(2) 県西圏域における地域生活支援拠点の設置について	2
2. 地域生活支援拠点等の機能の具体化	3
(1) 5つの機能の具体化	3
(2) 地域生活支援拠点等利用計画	4
3. コーディネーターの設置について（仕様）	5
様式（案）	6
地域生活支援拠点の概要	
県西圏域地域生活支援拠点等利用登録届	
個人情報取扱同意書	
県西圏域地域生活支援拠点等利用計画	

1. 地域生活支援拠点事業の概要

(1) 地域生活支援拠点事業について

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

整備手法の類型として、「多機能拠点整備型」(※1)、「面的整備型」(※2)の2つがあり、整備にあたっては、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要です。支援困難な障がい児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとされていますが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村(特別区を含む。)が行うこととしています。

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門的人材の確保・養成
- ⑤ 地域の体制づくり

また、機能の内容の充足の程度についても、各地域の実態に応じて市町村が判断することとされています(「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】(平成31年3月厚生労働省障害保健 福祉障害福祉課)」参照)。

※1…拠点等の機能強化を図るため5つの機能を集約し、GHや障害者支援等に付加する体制

※2…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

(2) 県西圏域における地域生活支援拠点の設置について

県西圏域全体の特徴としては、他圏域に比べて事業所等の社会資源が少なく且つ偏在化している為、市町村域を超えた事業所の利用が数多く見受けられます。加えて、神奈川県は総面積の約4分の1を占める広域な圏域であることも併せ考えると、足柄下地区と足柄上地区がそれぞれ拠点を設置した上で、特に下図②・③については、相互利用を可能とする体制が必要となります。

これを前提として、小田原市・南足柄市を中心に「県西圏域地域生活支援拠点事業のあり方検討会」で協議・検討を重ね、相互連携を基本とした面的整備型で進めています。別添「地域生活支援拠点事業のイメージ図」参照

参考：地域生活支援拠点等の足柄下地区・足柄上地区における役割分担

	機能	足柄下地区	足柄上地区	設置体制
①	相談支援	委託相談支援事業者	委託相談支援事業者	地域別
②	体験の機会・場	中核事業者 加算対象事業者、等	中核事業者・ 加算対象事業者、等	圏域共通
③	緊急時の受け入れ・対応	中核事業者 加算対象事業者、等	中核事業者・ 加算対象事業者、等	圏域共通
④	専門性の確保	委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者)	委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者)	地域別
⑤	地域の体制づくり	委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者)	委託相談支援事業者 (基幹相談支援事業者)	地域別

※基幹相談支援事業者の設置状況

松田町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年度設置済み
 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町（広域設置）・・令和2年度中設置予定
 中井町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年度末設置予定
 南足柄市、開成町、大井町、山北町・・・・・・・・未設置

2. 地域生活支援拠点の機能の具体化

(1) 5つの機能の具体化

①相談支援

相談支援センターにコーディネーターを配置することにより、相談支援センター機能を基盤とした、コーディネート機能を整備します。

具体的には行政や関係機関と連携し、対象者の把握やアウトリーチ、計画相談支援専門員との連携体制の構築、地域生活支援拠点等の利用者のサービス担当者会議にコーディネーター出席の義務付け、関係機関との情報共有を図ります。加えて、コーディネーターがセルフプラン作成支援を徹底し、漏れのない相談支援体制を構築します。

②体験の機会・場

中核事業者は、加算対象事業所等の取りまとめを行い、事業所の一覧等も作成します。

コーディネーターは、対象者から「体験の機会・場」のニーズを把握した場合に、障害福祉サービスの加算対象事業所等の体験利用につなげる等、直接的支援を展開します。

③緊急時の受け入れ・対応

中核事業者は、短期入所や共同生活援助等の取りまとめを行い、事業所の一覧等も作成します。

また、①緊急性（利用者本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、現在の生活を維持する事が非常に困難）、②非代替性（突発的に対応困難となり関係機関の調整が難しく、地域生活支援拠点事業の緊急時の受け入れ機能を利用する以外に代替する支援方法がない）、③一時性（緊急時の受け入れが一時的であること）、の3要件を充足する場合において、受け入れ・対応を行います。

別添「緊急時の受け入れ・対応」サービス利用の要件について」

④専門性の確保

基幹相談支援センターが本来業務として、県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター等と連携し確保します。

⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センターが本来業務として、県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターが実施する事業や地域拠点事業所配置事業で実施しているネットワーク事業等と連携し、コーディネーターの直接的支援等から抽出された地域課題について、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町障害者地域自立支援協議会」、「足柄上地区地域自立支援協議会」、「県西圏域地域障害者自立支援協議会」等を活用し、課題解決に取り組みます。

(2) 地域生活支援拠点等利用計画

地域生活支援拠点等の利用を希望する方は、地域生活支援拠点等の管理者宛に利用の登録届出書と個人情報取扱同意書を提出します。届出書と同意書の提出を受けた方に対し、コーディネーターは、利用計画を作成し・交付します。

この利用計画は、障害福祉サービス事業所が利用者に対し交付する個別支援計画と同様に取り扱います。利用する目的、目標、コーディネーターが果たす役割、モニタリング時期を明記し、「体験の機会・場」の計画的な利用や「緊急時の受け入れ・対応」に備えます。

一般の障害福祉サービス事業所のサービス利用に置き換えると、利用契約の締結は地域生活支援拠点等の利用届出書及び同意書の提出となり、個別支援計画の作成は地域生活支援拠点等利用計画の作成となります。

3. コーディネーターの設置について（仕様）

（1）開所日等

- ① 開所日 月曜日から土曜日まで
- ② 受付時間 午前10時から午後4時まで
- ③ 緊急時の受け入れ・対応及び相談受付
 - ①及び②の規定にかかわらず、緊急時の受け入れ・対応のため、365日24時間体制で相談を受け付けられる体制（受付対応者・受付方法）を構築する。

（2）職員体制

- ① 管理責任者 1名
常勤職員を配置し、業務に支障なければ他業務と兼務可
- ② コーディネーター 2名以上
専従職員を常勤換算方式で1.5人配置
基礎資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、等
ただし、基幹相談支援センターが設置された場合は、それまでの実績等を考慮し、人員の見直しを行う。

（3）業務内容

地域生活支援拠点等としての役割は、おおむね「2. 地域生活支援拠点等の機能の具体化」のとおり。

以下、検討したコーディネーターの業務

- ① 地域生活支援拠点等に登録した障害者のサービス担当者会議への出席
- ② 地域生活支援拠点等利用計画の作成及びモニタリング
- ③ 計画相談支援専門員と連携した個別支援の展開
- ④ 障害福祉サービス以外の福祉サービス利用支援
- ⑤ 基幹相談支援センター及びその他の関係機関との連携・調整
- ⑥ 全てのセルフプラン作成者への計画作成支援
- ⑦ セルフプラン作成者への事後のフォローアップ
- ⑧ 行政と連携した対象者の把握及び発掘

様式 (案)

相談 (まずは、ここに相談!!)

	電話 FAX
--	-----------

緊急時の受け入れ

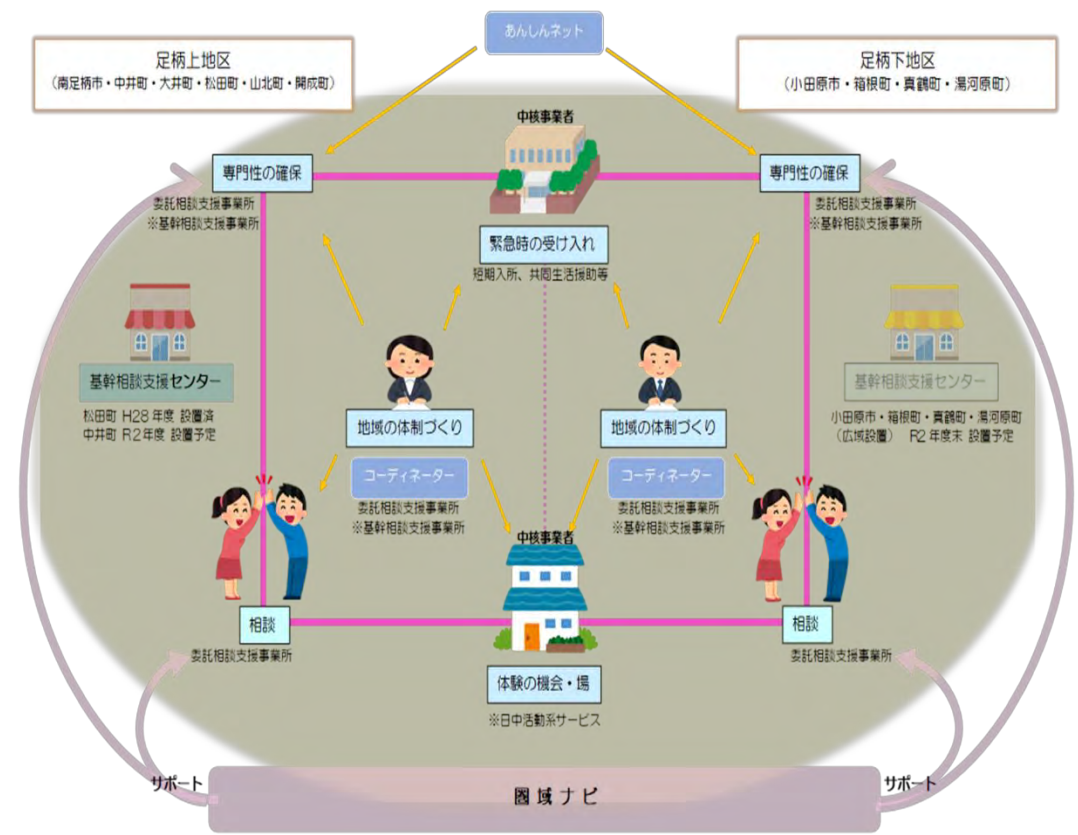
短期入所	電話 FAX
	電話 FAX

体験の機会・場

就労系 サービス	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
生活介護	電話 FAX
	電話 FAX
自立訓練	電話 FAX
	電話 FAX
グループホーム G H	電話 FAX
	電話 FAX

県西圏地域生活支援拠点の概要

県西圏地域生活支援拠点イメージ



地域生活支援拠点とは、障がい児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すシステムです。

県西圏域（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）2市8町では、共同して、面的整備による地域生活支援拠点の整備を進めます。

相談

障害福祉サービスを利用している方も利用していない方も一括して相談支援センターに配置されている相談員やコーディネーターがさまざまな相談を受け付けます。

計画相談支援の支給決定を受けていない方も障害福祉サービスの説明から、セルフプランの作成までしっかりと支援します。

地域生活支援拠点を利用したい場合には、地域生活支援拠点等利用計画をコーディネーターが作成します。

緊急時の受け入れ

介護者の急な疾病や怪我、自宅等での行動障害によるパニック時は短期入所施設等で一時的に受け入れます。

予め地域生活支援拠点等利用計画をコーディネーターに作成して

もらう必要があります。

体験の機会・場

障害福祉サービスを体験利用することができます。体験できるサービスは、通所系サービスとグループホームです。

長期入院している方の地域移行や将来的にグループホームに入居したい方の体験の機会・場として、活用できます。

専門性

地域の体制づくり

基幹相談支援センターや圏域ナビゲーションセンターが地域の専門的人材の養成等を行います。また、障がい

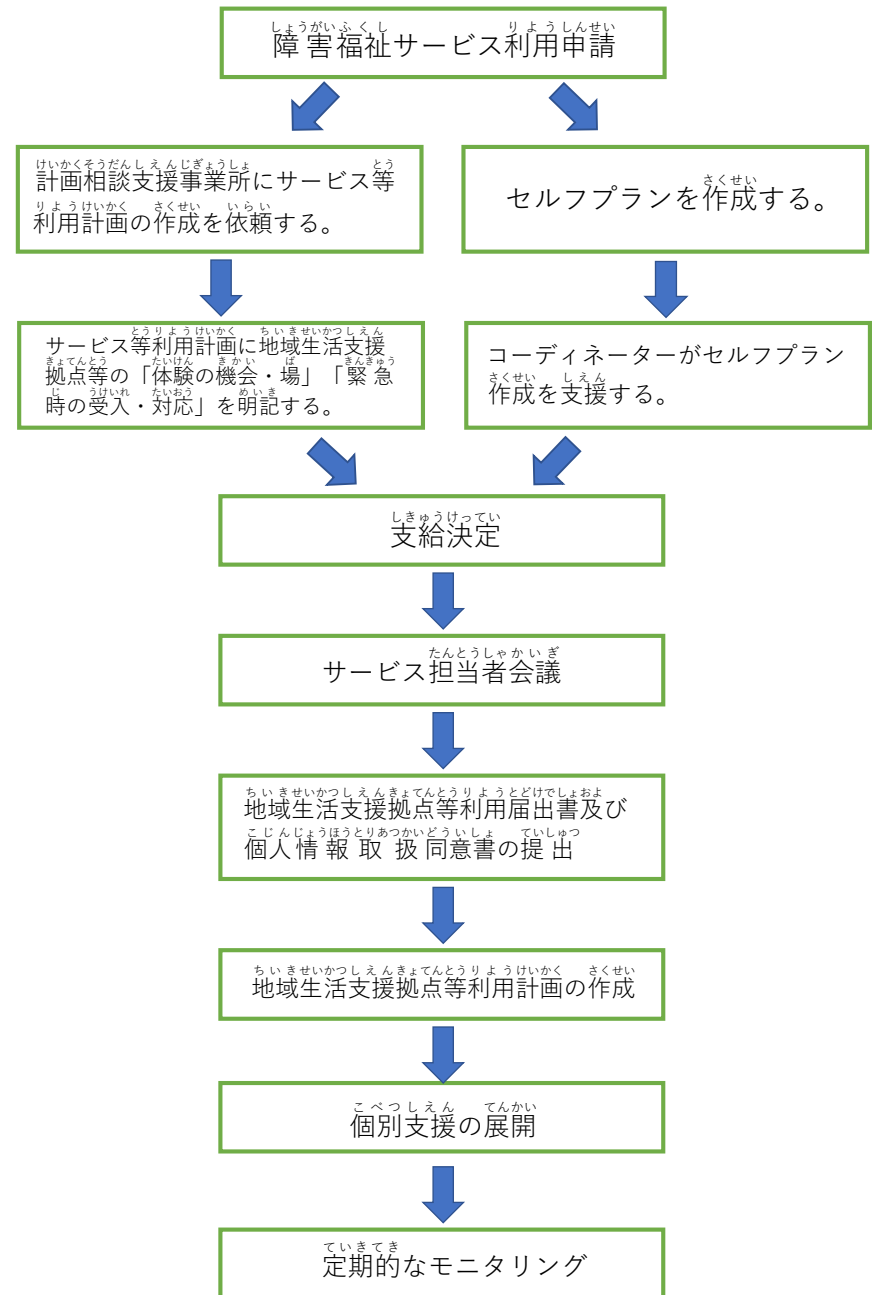
児者が地域で生活していくうえで、さまざまな地域課題の解決に取り組めます。

地域生活支援拠点等利用計画とは…

地域生活支援拠点の機能を利用する目的、目標、コーディネーターが果たす役割、モニタリング時期を明記し、「体験の機会・場」の計画的な利用や「緊急時」に備えます。

サービス等利用計画と違い、障害福祉サービス事業所を利用する際に作成する個別支援計画のような計画です。

利用までのイメージ



(例)

県西圏地域生活支援拠点等利用登録届

年 月 日

県西圏地域生活支援拠点等管理者 様

住所

届出者

氏名

印

県西圏地域生活支援拠点等の利用について、次のとおり登録します。

登録者	氏名		性別	男 ・ 女
	生年月日	大 昭 平 年 月 日	年齢	歳
	住 所	電話 — —		
	障害者手帳の有無	身体障害者手帳 1級 ・ 2級 ・ 3級 ・ 4級 ・ 5級 ・ 6級 療育手帳 A1 ・ A2 ・ B1 ・ B2 精神保健福祉手帳 1級 ・ 2級 ・ 3級 その他診断名 (診断機関名)		
	障害支援区分	なし ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 (認定期間 年 月 日～ 年 月 日)		
	支給決定	介護給付 <input type="checkbox"/> 居宅介護 (重度訪問介護等を含む) <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 訓練等給付 <input type="checkbox"/> 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 (A型・B型) <input type="checkbox"/> 共同生活援助 計画相談支援給付等 <input type="checkbox"/> 計画相談支援 (事業所) <input type="checkbox"/> 地域移行支援・地域定着支援 (事業所)		
保護者・家族	氏名		続柄	配偶者・父・母・子・兄弟姉妹 その他 ()
	連絡先	住所 電話 — —		
備考	※障害特性等を記載してください。			

(例)
個人情報取扱同意書

年 月 日

県西圏域地域生活支援拠点等管理者 様

住所

登録者

氏名

㊞

住所

保護者等

氏名

㊞

1. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等利用登録届の写しを居住する自治体に送付することに同意します。
2. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等を利用するにあたり、以下に示す事項において、私が居住する自治体が保有する障害福祉に関する個人情報を、私が居住する自治体が県西圏域地域生活支援拠点等に提供することに同意します。
3. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等を利用するにあたり、以下に示す事項において、契約している計画相談支援事業所が保有する障害福祉に関する個人情報を、契約している計画相談支援事業所が県西圏域地域生活支援拠点等に提供することに同意します。
4. 私は、県西圏域地域生活支援拠点等が保有する個人情報について、以下に示す事項において、以下に示す関係機関に必要な情報を提供することに同意します。

事項

- ① 登録者及びその家族のために、障害福祉サービス及び県西圏域地域生活支援拠点等を利用するにあたり、円滑にサービスを提供するため
- ② 以下に示す関係機関との連絡調整のため

関係機関

- ① 県西圏域2市8町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
- ② 神奈川県小田原保健福祉事務所
- ③ 神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
- ④ 神奈川県総合療育相談センター
- ⑤ 神奈川県小田原児童相談所
- ⑥ 登録者が居住している自治体の社会福祉協議会
- ⑦ 登録者が通院している医療機関
- ⑧ 登録者が救急搬送された又はされる可能性のある医療機関
- ⑨ 登録者が利用している障害福祉サービス事業所
- ⑩ 県西圏域地域生活支援拠点等に登録している障害福祉サービス事業所

(例)

県西圏域地域生活支援拠点等利用計画（クライシスプラン）

ふりがな 氏名		性別	男 ・ 女	生年月日	大 ・ 昭 ・ 平	年	月	日	(歳)
住所	電話			障害支援 区分	なし ・ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6				

計画相談支援事業所		計画相談支援専門員		利用者同意欄	
本計画作成日	年	月	日		本計画作成者

利用したい理由や目的 について	
--------------------	--

種類	どんな時に	どんなサービス（制度）	利用事業所等	どのくらい	コーディネーターの支援内容	見直し時期
緊急時対応	<input type="checkbox"/> 家族が体調不良の時 <input type="checkbox"/> 家族が介護できなくなった時 <input type="checkbox"/> 本人が体調不良の時 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 短期入所 （契約済事業所） <input type="checkbox"/> 救急搬送先 （かかりつけ医） <input type="checkbox"/> あんしんネット （） <input type="checkbox"/> その他（） （） （）				
体験	<input type="checkbox"/> 将来を見据えてゆくゆくは <input type="checkbox"/> 地域移行にむけて <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 就労支援系サービス <input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練・生活訓練） <input type="checkbox"/> 共同生活援助（GH） <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 施設入所支援		月 ・ 週 回		
その他	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				

神奈川県 県西圏域 地域生活支援拠点事業の在り方検討会
構成員名簿（令和2年8月末現在）

区分	所属・職	氏名
市町	小田原市福祉健康部障がい福祉課 副課長	瀬戸 浩
	小田原市福祉健康部障がい福祉課 主事	志村 李緒
	足柄上地区地域自立支援協議会 事務局 (南足柄市福祉健康部福祉課障害福祉班 班長)	澤田 範子
	足柄上地区地域自立支援協議会 地域生活支援部会 事務局 (開成町町民福祉部福祉介護課 課長)	渡辺 雅彦
中核事業者	社会福祉法人永耕会 永耕園 施設長	河辺 邦夫
	社会福祉法人永耕会 永耕園 地域支援主任	遠藤 友隆
委託相談事業者	おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー 相談支援専門員	近 文子
	足柄上地区委託相談事業所 相談支援センターりあん 管理責任者	露木 とし
	足柄上地区委託相談事業所 相談支援センターりあん 相談支援専門員	山田 愛
県	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 福祉施設グループ 主査	岩下 記久
	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 調整グループ 主査	小澤 紅子
	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ 副主幹	松浦 俊之
	小田原保健福祉事務所足柄上センター 所長	渡邊 直行
	小田原保健福祉事務所足柄上センター保健福祉課 課長	西田 統
事務局	県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター	太陽の門相談室

(区分内五十音順、敬称略)

地域生活支援拠点事業開始までのロードマップ（自粛Ver.）

検討内容	主体	2019年12月		2020年1月		2020年2月		2020年3月		2020年4月		2020年5月		2020年6月		2020年7月		2020年8月		2020年9月		2020年10月		2020年11月		2020年12月		2021年1月		2021年2月		2021年3月		2021年4月	
		初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬
① 緊急時の受け入れ対応について協議・検討	㉓ 緊急対応困難ケースの集約	市町cw																																	
	㉔ 対象候補者リストの作成	コーディネーター 市町cw																																	
	㉕ 対象候補者把握について（アウトリーチ）	コーディネーター 市町cw																																	
	㉖ コーディネーターの役割 WG検討 メンバー：コーディネーター・中核事業者・事務局 検討内容：コーディネーターの具体的業務の役割確認 地域生活支援拠点等利用計画（クライシスプラン）の作成、等	コーディネーター																																	
	㉗ 中核事業者の役割	永耕園																																	
	㉘ 加算対象事業者の役割 （加算関係資料作成は県担当）	永耕園 （資料担当：県）																																	
	㉙ 各市町の合意形成 （説明会の検討）	小田原市（下地区） 南足柄市（上地区）																																	
	㉚ 試験的運用 WG検討 メンバー：コーディネーター・中核事業者・事務局 検討内容：緊急時の受け入れ対応に係る具体的業務の確認、等	コーディネーター 永耕園 市町cw																																	
	㉛ 最終調整 （対象者リスト以外の突発的緊急対応ケースの受け入れの検討、緊急時の定義3要件の具体化、含む）	コアメンバー																																	
	② 体験の機会・場の提供	コーディネーター 永耕園																																	
③ 相談 （委託相談支援事業所）		下地区	クローバー																																
		上地区	りあん																																
④ 専門的人材の確保・要請 （基幹相談支援センター等）		下地区	設置後委託事業者担当																																
		上地区	設置後委託事業者担当																																
⑤ 地域の体制づくり （基幹相談支援センター等）		下地区	設置後委託事業者担当																																
	上地区	設置後委託事業者担当																																	
⑥ 地域支援生活拠点事業在り方検討会開催 （試験的運用のモニタリング等）		※2																																	

事業開始（半年毎にモニタリング）

※1：5月～8月は新型コロナウイルス感染症拡大防止の自粛要請に基づきリモート会議
 ※2：SDに十分配慮した環境で会議を行う（開成町 町民センター3F大会議室）

県西圏域における 地域生活支援拠点の整備について (中間報告)

県西圏域地域生活ナビゲーションセンター 地域生活支援拠点事業の在り方検討会

県西圏域における地域生活支援拠点等の整備について（案）P1 参照

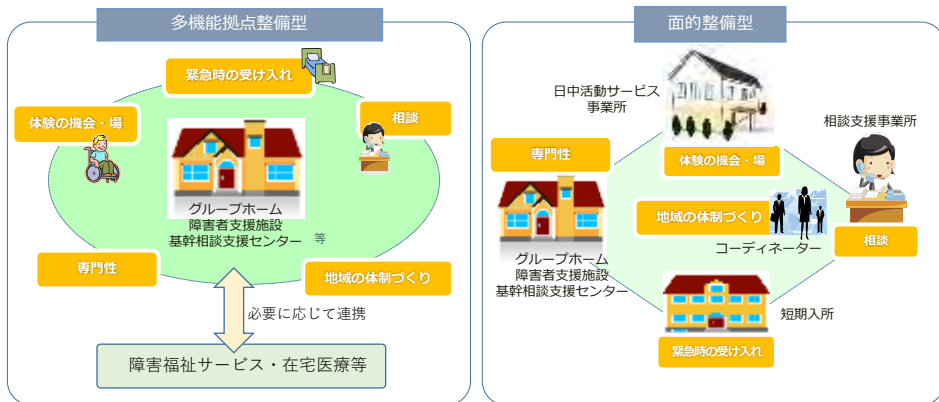
地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供

体制を構築

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



厚生労働省資料

- 障害者及び障害児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築が急務となっています。
- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘があります。また、地域で障害児者やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘があります。
- このため、障害児者の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害児者の地域生活を支援する体制の整備を行うため、地域生活支援拠点及び面的な体制の整備を推進していくことが必要です。

厚生労働省資料 一部抜粋

地域生活支援拠点等の整備促進について（通知）【骨子】

趣旨

平成29年7月7日

○ 地域生活支援拠点等の整備促進を図るため、目的、必要な機能等、市町村・都道府県の責務と役割を周知・徹底する。

整備の目的

○ 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

必要な機能等

○ 5つの機能を集約して、「多機能拠点整備型」、「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行う。

①相談 ②緊急時の受け入れ・対応
③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成
⑤地域の体制づくり

※ 地域の実情を踏まえ、必要な機能やその機能の内容の充足の程度については、市町村が判断する。

※ 緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 地域の実情に応じた機能の付加も可能。

運営上の留意点

○ 個別事例を積み重ね、地域の共通課題を捉え、地域づくりのために活用することが重要である。

○ 必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に、運営に必要な機能の実施状況を把握しなければならない。

市町村・都道府県の責務と役割

【整備に向けた取組】

○ 地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備を進める必要がある。

○ 拠点等の整備については、必要な機能等の実効性の担保等により市町村が総合的に判断する。（拠点等の整備時期を明確にしておくことが必要）

【必要な機能の充実・強化】

○ 地域の課題や目標を共有しながら、相互に連携する効果的な取組を推進していくこと。

○ 効果的な運営の継続

- ・市町村の定期的な評価
- ・拠点等の取組情報の公表（普及・啓発）

【都道府県の役割】

○ 都道府県は、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例（優良事例）の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図る。

厚生労働省資料

78

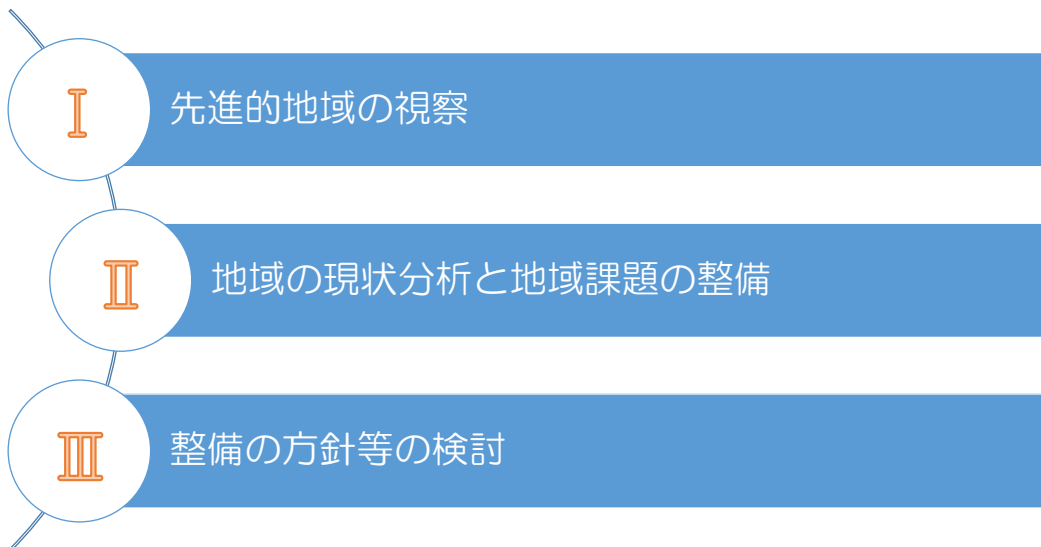
地域生活支援拠点事業の在り方検討会の発足

県西圏域においては地域生活支援拠点の整備を進めていくために、在り方検討会を開催（H31～事務局県西ナビ）。以下の委員構成を軸に、官民協働で協議・検討を重ねています。

委員構成

小田原市福祉健康部障がい福祉課
南足柄市福祉健康部福祉障がい福祉課
開成町町民福祉部福祉介護課
社会福祉法人永耕会 永耕園
おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー
足柄上地区委託相談事業所 相談支援センターのあん
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
小田原保健福祉事務所足柄上センター
県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（太閤の門相談室）

取り組み経過



I 取り組み経過 ～先進的地域の視察～

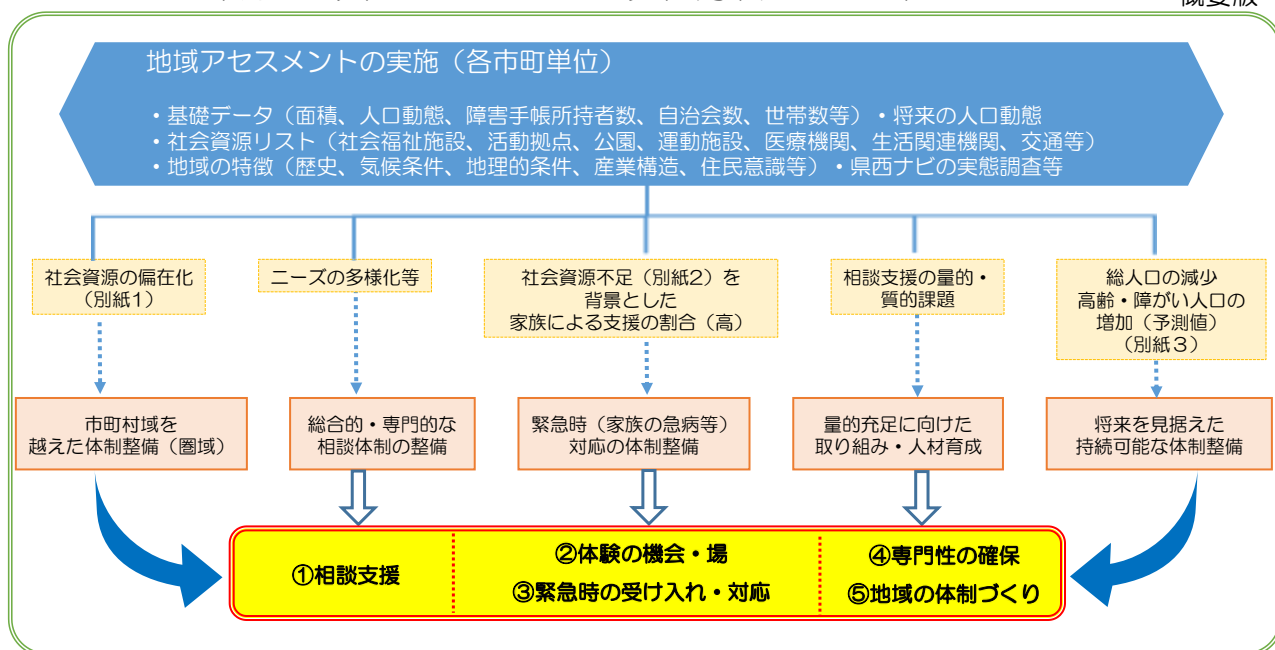
東京都八王子市に視察

(足柄上地区地域自立支援協議会 地域生活支援部会との合同)

- 他県の先進地域の取り組み
(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000128354.pdf>)
- 県内の先進的地域の取り組み
(https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/iryofukusi/fukushi/shingikai/syougaisakyougikai/d041081_d/fil/kyoten-seibi.pdf)

II 取り組み経過 ～地域の現状分析と地域課題の整理～

概要版



地域生活支援拠点等の足柄下地区・足柄上地区における役割分担

	機能	足柄下地区	足柄上地区	設置体制
①	相談支援	委託相談支援事業者	委託相談支援事業者	地域別
②	体験の機会・場	中核事業者 加算対象事業者、等	中核事業者・ 加算対象事業者、等	圏域共通
③	緊急時の受け入れ・対応	中核事業者 加算対象事業者、等	中核事業者・ 加算対象事業者、等	圏域共通
④	専門性の確保	基幹相談支援事業者 (委託相談支援事業者)	基幹相談支援事業者 (委託相談支援事業者)	地域別
⑤	地域の体制づくり	基幹相談支援事業者 (委託相談支援事業者)	基幹相談支援事業者 (委託相談支援事業者)	地域別

Ⅲ-1 取り組み経過 ～整備の方針等の検討～

県西圏域における地域生活支援拠点等の整備について（案）P2参照

③

県西圏域全体の特徴として、障がいのある方的人数に対して事業所等の社会資源が少なくかつ偏在化している。そのため家族等の介護者による支援の割合が大きく、家族の急病等が発生した場合にご本人の生活維持が困難となる。そのような背景から、まずは「緊急時の受け入れ・対応」機能の整備が喫緊の課題として確認された。



各市町のケースワーカー・相談支援専門員等が過去5年間に緊急対応した事例を分析した結果、「療育手帳A手帳所持・サービス未利用・キーパーソンが高齢」の3つの条件が重なる方に緊急事態が発生する傾向が強いことが分かった。



コーディネーターは、緊急事態が発生しやすい上記3つの条件にある方のリストを作成。

（R1.12現在、県西全体で56件）

緊急事態に向けた連絡体制（クライシスプランの作成含む）を確保し、緊急発生時には必要なサービス調整を行う方向で検討している。

「緊急時の受け入れ・対応」サービス利用要件について（事務局案）

1. 緊急性	障害のある本人の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高く、現在の生活を維持する事が非常に困難。
（説明）	緊急的に対応困難が発生する以前に生活していた環境の変化によって、本人の生活が維持できなくなることが判断の基準になります。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の不在（入院、急逝等）によって、本人の生命、身体、財産に危害を及ぼす恐れがある。 ・虐待により、本人の生命、身体、財産に危害を及ぼす恐れがある。
2. 非代替性	突発的に対応困難となり関係機関の調整が難しく、地域生活支援拠点事業の緊急時の受け入れ機能を利用する以外に代替する支援方法がない。
（説明）	まずは支援者が他の障害福祉サービス事業所等の調整を行い、他に代替方法が存在しないことを確認する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の障害福祉サービス事業調整を3ヶ所以上行う。
3. 一時性	緊急時の受け入れが一時的である。
（説明）	本人の生活状況に応じてコーディネーターと支援者で関係機関の調整を行い、即時に既存の障害福祉サービスへとつなげる必要があります。 （厚木市の例：原則48時間以内、最長72時間。福岡市の例：原則1週間）

加算対象事業者のご協力が必要となります。



地域生活支援拠点設置に向けて 活用できる制度等について

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
松浦 俊之

①相談（１）

「計画相談支援」に係る加算

○地域生活支援拠点等相談支援体制加算（700単位／回）（月4回を限度）

計画相談支援

※地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割として相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合

○地域体制強化共同支援加算（2,000円単位／回）（月1回を限度）

※地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

①相談（２）

市町村地域生活支援事業

○相談支援事業[市町村必須事業]

- ・障害者相談支援事業（交付税財源）
- ・基幹相談支援センター（交付税財源）

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

<業務内容>

- （１）総合的・専門的な相談支援の実施（支援困難事例の支援）
- （２）地域の相談支援体制の強化の取組（相談支援専門員への助言）
- （３）地域移行・地域定着の促進の取組
- （４）権利擁護・虐待の防止（成年後見制度利用支援事業の実施）

①相談（３）

市町村地域生活支援事業

○基幹相談支援センター等機能強化事業（国庫補助事業）

<事業内容>

- ・基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有す専門的職員を配置※

※社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置

- ・基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制強化の取組
- ・基幹相談支援センター等による地域移行・地域定着の促進の取組

<留意事項>

- ・協議会を設置する市町村又は圏域を単位として実施すること。
- ・協議会において、本事業により配置する専門的職員について協議・事業実施計画を作成すること。
- ・県協議会に事業実施計画に係る助言を求める等事業の適切な実施に努めること。

※申請にあたっては、各自治体個別でも代表自治体申請でもどちらの方法も可。

②緊急時の受入・対応（1）

障害福祉サービス事業「短期入所」に係る加算

○緊急短期入所受入加算

※指定短期入所の緊急利用を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して初日から7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に算定できる。

<事業内容>

・居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急的に行った場合、下記のとおり加算する。

区分	加算単位数	備考
緊急短期入所受入加算Ⅰ	180単位/日	福祉型
緊急短期入所受入加算Ⅱ	270単位/日	医療型

○定員超過特例加算（50単位/日）

※「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は定員超過利用減算は適用しないこととする。

②緊急時の受入・対応（2）

市町村地域生活支援事業

○任意事業[市町村事業]

・地域移行のための安心生活支援（国庫補助事業）

<業務内容>

（1）居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。

（2）コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

※複数自治体による共同設置可能（代表自治体がまとめて申請も可能）。

※神奈川県においては、横浜市、藤沢市（居室確保事業※）、伊勢原市が事業を実施している。※藤沢市居室確保事業（別添参照）

※本事業を地域生活支援拠点の1機能（緊急時の受入れ・対応）としている自治体もある。

③体験の機会・場（１）

障害福祉サービス事業「共同生活援助（グループホーム）」に係る報酬

- 共同生活援助サービス費（Ⅳ）：体験利用に係る基本報酬創設（274～696単位／日）
- 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）：同上（751～1,134単位）／日）

障害者グループホーム体験利用促進事業費補助（神奈川県市町村補助事業）

- ・重度障害者のグループホーム体験に係る補助

障害福祉サービスの体験利用支援加算

- ・障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定できる。
初日から5日目まで：500単位／日（+50単位（地域生活支援拠点の場合））
6日目から15日目まで：250単位／日（+50単位（地域生活支援拠点の場合））

「施設入所支援」の体験宿泊支援加算

- ・施設利用者の宿泊体験を支援した場合（120単位／日）

③体験の機会・場（２）

障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム運営事業（神奈川県市町村補助事業）

- ・入所施設等の利用者に対し、地域のグループホーム等へ住まいの場を移行するための支援及び移行後の支援を行った場合、補助する等。

「地域相談支援」に係る加算

○体験宿泊加算

※一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算Ⅰ及びⅡを合算して15日以内に限り算定できる。

<事業内容>

- ・体験宿泊加算Ⅰ（300単位／日）（+50単位／日（地域生活支援拠点の場合））
- ・体験宿泊加算Ⅱ（700単位／日）（+50単位／日（地域生活支援拠点の場合））
夜間及び深夜の時間を通じて必要な見守り支援を行った場合

④専門的人材の確保・養成

基幹相談支援センターによる相談支援体制強化（相談①（２）～（３）参照）

- ・市町村（又は圏域）における相談支援専門員への助言、相談支援体制整備

※地域における支援事例を通じた人材育成は、基幹センター等中心のOJTによる養成を想定

県は法定研修等により資格保有者を養成

都道府県地域生活支援事業

[サービス、相談支援者、指導者育成事業]

- ・サービス管理責任者研修、児童発達管理責任者研
- ・相談支援従事者研修

都道府県地域生活支援促進事業

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業
- ・強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）

⑤地域の体制づくり

法第89条の3の規定に基づく協議会

- ・主な地域生活支援拠点進捗判断の場（令和2年度末までに拠点整備）

※社会資源の少ない町村部では、「緊急時の受入れ・対応」機能の整備は困難であるため、「緊急時の受入れ・対応」は今後の継続課題として残しつつ、地域生活支援拠点は一旦整備したとする方向の自治体もある。

障害福祉サービス事業「地域相談支援」に係る加算（再掲）

○地域体制強化共同支援加算（2,000円単位／回）（月1回を限度）

※地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

障害者地域生活サポート事業（神奈川県市町村補助事業）（再掲）

- ・地域住民との相互理解を促進するため事業を行うものについて補助を実施する。

資料 7

小児等在宅医療推進部会 資料

(神奈川県小田原保健福祉事務所保健福祉部)

小田原保健福祉事務所と県西ナビ共催での取り組み状況

医療的ケアの必要な方に対する福祉的視点の支援力（生活者視点）の充実に向けて、県西ナビと共催で、まずは医療的ケア児等コーディネーターおよび医療的ケア児等支援者養成研修修了者同士の顔の見える関係の構築を図るべく「医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング」と称しリモートでキックオフ会を設けました。

今後はゲストスピーカー（病院関係者・当事者等）をお招きし、日頃の支援上の悩みや課題を共有しながら支援者と医療関係者や他職種との連携強化を目的に、継続して取り組んでいく予定です。

日 時：令和2年9月3日

会議形態：リモート（zoom）

参加者：医療的ケア児等コーディネーターおよび医療的ケア児等支援者養成研修修了者
訪問看護ステーション、神奈川県障害福祉課

内 容：意見交換

- ・研修修了後、医療的ケア児等を支援する機会や頻度について
- ・医療的ケア児等の支援をする上での不安や困り感、課題感について
- ・支援をする上での不安や困り感に対し、求めたいサポートについて

【本ミーティングを通じて挙げられた課題や困り感など】

- ・医療的ケアがあると利用できる社会資源が限られ、そのような関係機関と普段から繋がりもないため、計画相談を受けることに躊躇してしまう（力になれないのではないかという不安がある）
- ・相談支援専門員として、医療的ケア児等を支援する機会が少なく、経験不足から予測がしづらいという不安がある。
- ・医療について、ご家族からの質問に的確な回答ができなく難しさを感じる
- ・医療のことを訪問看護師の方等にどこまで相談して良いのかわからず悩む

【本ミーティングを行って良かったこと】

- ・同じ研修受講者同士が同じ県西地域の中で集まったことで、共に高め合うきっかけになった。
- ・医療ケア児への支援はしたいが、医療に対するハードルが高いことや家族支援の難しさな

どがあることを知ることができた。

- ・災害時の支援について、実際の支援事例が参考になった。
- ・今後は医療関係者や当事者の方を交えてのタウンミーティングになるので、医療的ケア見への支援について、より理解が深まり支援の向上につながることを期待される。

【今後の課題や必要と感じる支援について】

- ・事例の共有から学び合いができれば良い
- ・気軽に連絡を取り合えるネットワーク作り
- ・乳幼児期については、母子保健分野での支援が主体となることも多いため、母子保健担当者との連携も必要



「ぶどうの会」だより

令和2年9月発行

～はじめに～

朝夕はめっきり涼しくなって過ごしやすくなってきましたね。皆様お元気ですか？私達、小田原保健福祉事務所ぶどうの会スタッフ一同、皆様の元気なお顔を拝見したいのですが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、今年度はぶどうの会の開催を泣く泣く見送ることにしました。皆様とお会いできないのはとても残念で、何かしらの方法で皆様と繋がっていたい…そんな想いで作成した「ぶどうの会だより」を、皆様のお手元にお届けします。コロナと共存する生活様式は不自由ですが、もう少しの辛抱と信じてこの状況を乗り越えていきましょう。いつかまた元気にお会いできる日を楽しみに。(中條)



～「ぶどうの会」はじまりの経緯と関係者の協力～

医療的ケアや長期療養を必要とする年齢の小さなお子様の保護者の方から、同じ悩みを抱える保護者同士のつながり欲しいという声が聞かれ、また、保護者の皆様が自主的に立ち上げたグループより、行政機関での継続をご希望いただいたことから、平成30年度に当所でスタートしました。

一方、関係者が集まる協議の場でも、保護者の皆様がどんなことに困っているのかを理解し、協力したいという声をいただいたことから、関係者の皆様にも会にご参加いただいております。(原)

～これまでの開催状況～

	内 容	参加者数
H30年度	交流会	当事者9組 18人 関係者 11人
R元年度 第1回	交流会・講演会 家族でしておきたい災害時の備え～医療的ケアのある子を守るために～	当事者8組 14人 関係者 26人
第2回	交流会・ミニ講座～スムーズな継続支援を受けるために～ 『まい♡らいふブックの活用法』	当事者6組 11人 関係者 5人
第3回	交流会・ミニ講座「遊びの中から生まれる育ち」～こどもの心に寄り添いながら～	当事者3組 6人 関係者 7人
第4回	交流会 ゆっくりおはなししませんか フリートーク	当事者8組 16人 関係者 10人

～参加者の皆様からの声～

- ❖ 普段同じような子を持つ親と話す機会がないので、また参加したいです。
- ❖ ママやパパ達と近況報告や療育機関の情報交換ができたのがよかったです。
- ❖ 子どもが色々遊べて楽しそうでした。子どもを預かってもらえて安心して参加できました。
- ❖ 災害について考えることができました。少しずつ準備していきたいと思いました。
- ❖ フリートークがメインだと参加したいです。
- ❖ 受けられる支援サービス、通える場所の情報が欲しいです。



(原)



スタッフ掲示板

秋に向けた健康管理

生活リズムを見直しましょう

朝晩は過ごしやすくなってきましたが、日中はまだ残暑が厳しく暑い日が続いています。夏の疲れが出て体調を崩しやすい時期ですので、生活リズムを整えて、残暑を乗り切りましょう。

～生活リズムを整えるために～

- 規則正しい睡眠をとる → 心身の回復を行います。日中を活動的に過ごすことができます。
- 朝食をとる → 朝食は1日の活動を元気に過ごすためのスイッチです。
- 適度に活動する → 体力の向上・維持効果があります。睡眠の質が高まります。



ストレスと向き合しましょう

季節の変わり目は、心にもストレスがかかります。さらに感染拡大を抑えるため、色々な行動が制限されている中、今の生活は気が付かないうちに心や身体に負担がかかっている場合があります。ストレスがたまると、自律神経のバランスが崩れ、心身の状態に影響が出るおそれがあります。

自分の好きなことをしたり、家族や友人とビデオ通話などを利用して話したりすることで、気持ちが落ち着きます。適度なストレスは生きていく上で必要です。生活リズムを整えストレスと向き合い、体調管理できると良いですね。(高橋)

災害への備えはできていますか？

暑かった夏に秋の訪れを感じる今日この頃となりました。9月を過ぎると本格的な台風の季節の到来になりますが、季節に関係なく、さまざまな災害は突然襲ってきます。災害には、地震、水害、土砂災害、津波などの自然災害と大規模火災などの人為災害があります。いずれにしても、私たちにとって生命を脅かされるものです。

そこで、皆さまはどんな災害対策をされていますでしょうか？用意周到でしょうか？それとも何から手を付けて良いのかわからない、という状態でしょうか。

災害時は、行政機関も医療機関も同じように被害を受けている可能性があります。そのため、被災直後に備えて最低3日間分の非常時物品を準備しておくといわれています。参考までに以下に掲載します

- ◎**病気に関する品**…お薬とお薬手帳（これはセットで準備）、母子手帳、健康保険証、乳幼児医療症（あれば）、小児慢性疾患医療費受給者証、お薬を飲むための飲料水やお薬用ゼリー、処置などに必要な衛生材料など。
- ◎**基本的な持ち出し品**…現金、印鑑、飲料水（ペットボトル）、おむつ、おしりふき、ミルク（粉or液体）、抱っこ（おんぶ）紐、防寒具と着替え、懐中電灯、軍手、タオル、バスタオル、履物、ティッシュペーパー、ビニール袋などです。大人の方の食べるものやかセットコンロもあれば心強いです。
- ◎**電源の必要な医療機器を使用している方は**、停電時に備え、予備バッテリーの確保や代替手段も考えておきましょう。

災害時の避難場所及び、市町の避難行動要支援者登録などについては、

お住まいの市町にご確認いただき、ご家族で共有されるとよいですね。

なお、小田原保健福祉事務所でもいつでもご相談に応じております。

ぜひ、お問い合わせください。(賀地)



日頃お母さんたちが心配しがちなお子さんの歯・お口のこと

みなさん、こんにちは。小田原保健福祉事務所の歯科医師・歯科衛生士からは、お子さんの歯のむし歯予防のための歯科検診や、食べ方相談（摂食機能の発達支援）をしている療育歯科相談の中で、お母さん方からよく質問されることについてご紹介したいと思います。

Q1 うちの子は3歳です。歯がすきっ歯です。治りませんか？

A 歯と歯の間のすき間は、時々、あごに対して歯のサイズが小さいためにすき間が生じることもあります。乳歯より大きな「永久歯」が生えてくる時に利用されて、通常は閉じていくことが多いです。



Q2 かみ合わせが反対です。いつから歯医者にかかったらいいですか？

A 反対のかみ合わせは、大人の歯に生え変わる時に自然に治ることもあります。遺伝的な要因があると自然には治りにくいこともあります。4～5歳頃になると顎の大きさの問題なのか、歯の傾きが原因なのかを精密に検査して治療することも可能です。

Q3 子どもがよく歯ぎしりをするのですが、大丈夫でしょうか？

A 子どもの歯ぎしりのほとんどは一時的なもので、年齢とともになくなっていくことが多いです。そのまま様子を見てよいと思いますが、歯が過度にすり減ったり、顎を痛がったりするようであれば、小児歯科医に相談してください。

Q4 野菜ジュースはむし歯になりませんか？

A 野菜ジュースには糖質が含まれているものもあるので、飲み方によってはむし歯になる可能性があります。この味に慣れると水やお茶などを嫌がって飲まなくなることもあるので、低年齢の時から毎日の習慣として飲ませることは控えましょう。乳酸菌飲料やイオン飲料なども同様です。飲み過ぎや、だらだら飲むことは避けましょう。

お子さんのお口のことではまるとはありましたか？この他のことでも、お子さんのお口のことでご困っていること、気になることがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

療育歯科相談は予約制で行っていますので、希望される時は電話で申し込みをしてください。(中條、加藤千)



ご自身の食事は“二の次”になっていませんか？～大人は野菜を1日350g以上食べよう！～

こんにちは。毎日何かと忙しい皆さん、子育てに奮闘するあまり自分の食事については「二の次」になっていませんか？バランスのよい食事の基本は「主食・主菜・副菜をそろえること」ですが、特に「副菜(野菜)」を十分に食べられていない方が多いといわれています。そこで今回は「野菜」について、よくきかれることをご紹介します♪

<「緑黄色野菜」と「その他の野菜」ってよく聞くけど、何が違うの？>

緑黄色野菜 …「カロテン」という色素成分を600マイクログラム(100g中)以上含む野菜のこと。ほうれん草、人参、かぼちゃなど、色の濃い野菜に多い。

その他の野菜…緑黄色野菜以外の野菜のこと。大根、玉ねぎ、なす、ごぼうなど。

<大人は1日どれくらい野菜を食べたらいいの？>

野菜は1日「350g以上」食べるのが理想です。(1回の食事で120gくらい食べるとOK!)

緑黄色野菜とその他の野菜、バランスよく色々な野菜を使いましょう♪(小泉・川瀬)



野菜120gは、これくらい!
(両手のひらにこんもり1杯)

<★秋のおすすめ野菜レシピ★>

かぶのそぼろあん(3人前)



材料：葉付きのかぶ(3個、ひき肉(150g)、水(300ml)、和風だし(小さじ2)、醤油(大さじ2)、酒(大さじ1)、砂糖(小さじ1)、みりん(小さじ1)、片栗粉(大さじ1.5)

作り方：かぶ(白い部分)はくし切り、かぶの葉は3cmに切る。鍋に水、かぶ(白い部分)、ひき肉、調味料(片栗粉以外)を入れ、中火で煮る。

かぶの色が透き通ってきたら、かぶの葉をいれて10分さらに煮たら、水溶性片栗粉でとろみをつけて完成★

※もっと簡単に作るなら、調味料はめんつゆで、加熱は電子レンジで作れます!

かぶは1個=70g~80g
緑黄色野菜(かぶの葉)と
その他の野菜(かぶの白い部分)を
同時にとることができます♡

スタッフの紹介&メッセージ

- ①名前、職種、担当業務
- ②自己紹介（出身地、好きな物、好きな事、マイブーム、私のおすすめ等）
- ③ぶどうの会参加者の皆様へのメッセージ

ぜひ、おたよりのご感想を
お聴かせください……。

- ①原 真弓、保健師、母子保健
- ②神奈川県。私のおすすめ健康法は、お風呂で足裏マッサージ & 寝る前のストレッチで心と体をほぐすこと。
- ③毎日子育てに奮闘中の皆様、たまには頑張っている自分にご褒美を♡



- ①賀地 彰子、保健師、思春期、健康増進
- ②神奈川県。好きな食べ物は「いちじく」。鉢植えて栽培中。マイブームは「ハシビロコウ」
- ③また、皆さまにお目にかかる日を楽しみにしております！



- ①高橋 沙緒理、保健師、成人保健
- ②神奈川県出身で、パンカ好きです。おすすめのお店があったら教えてください！
- ③ぶどうの会の皆さんにお会いできず、寂しく思っています。いつかお会いできたらと思います！



- ①加藤 わかば、保健師、母子保健
- ②神奈川県。好きなことは掃除とカメラ。似顔絵イラスト担当いたしました。
- ③安心してみなさまのお顔が見られる日が来ることを願っています。



- ①中條 和子、歯科医師、歯科保健
- ②新潟県。焼き鮭と白米・ビールが大好き。マイブームは旅ブログ鑑賞（旅行に行けないストレスを疑似体験で解消？）。私のおすすめは、ごぼう茶（お腹スッキリ！）です。
- ③お子さんやご家族のお口のことで何かあれば、いつでもご相談くださいね。



- ①加藤 千鶴子、歯科衛生士、歯科保健
- ②神奈川県。最近の楽しみは“半沢直樹”を見てスカットすること！&カプレーゼサラダに自分で育てたバジルを飾って食べること。
- ③親子で健康な歯と口をいつまでも保ってください。



- ①小泉 洋子、管理栄養士、栄養・食生活対策事業等
- ②神奈川県。温泉が好き。マイブーム、今は断捨離、でも何かに使えそうと思いきやなかなか捨てられない。家の片付けがライフワークにならないように頑張ります。
- ③食事以外にも栄養成分表示の見方や活用についてもご相談ください。



- ①川瀬 理絵、管理栄養士、栄養・食生活対策事業等
- ②新潟県。焼き鳥とラジオと一人カラオケが好き。最近はこの腕ダイエットに励んでいます。おすすめの方法があったら教えてください！
- ③お子さんの食事だけでなく、保護者様の食事についてもご相談いただけます！



編集後記

今年は夏が短く、夏らしいこともできず季節が去ってしまいました。昼夜の温度差が気になりますが、皆さまお体に十分お気をつけてお過ごしください。元気に会える日を願って。（加藤わか）

発行・問合せ先

神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉課
住所：〒250-0042 小田原市荻窪 350-1
電話：0465-32-8000、ファクシミリ：0465-32-8138

資料 8

児童相談所 移行支援ワーキング 資料

(神奈川県小田原児童相談所子ども支援課)

令和 2年 10月 30日

令和2年度 小田原児童相談所管内障害児施設入所中児童の地域移行に係る連絡会（準備会報告）

- 1 日時： 第1回 令和2年 5月 21日（木） 15:00 から 16:30
第2回 令和2年 10月 12日（月） 13:00 から 15:00

2 参加者： ※敬称略

- 第1回 地域支援センター ひまわり（大友、建部）
小田原児童相談所 （田仲）
第2回 地域支援センター ひまわり（大友、建部、大出）
光海学園 （佐藤）
わらべの杜 （東海）
小田原児童相談所 （田仲、小川、中嶋）

3 概要

- 今年度は、向こう5年間を目安に、地域のサービス見込み量（特に障害者支援施設やグループホーム等への入居が見込まれる方の見込み量）と、向こう5年間で提供が可能と見込まれるサービス量を調査し、これらを比較して、サービス充当の実態を把握する。
- 調査に基づく具体的な数値を試算して、移行課題について話し合う場とする。
- 会議出席者は、移行支援に絡む地域の支援者とし、昨年度よりも拡大する。
- 次年度以降の会議の持ち方についても検討していく。
- 現状では、近郊で施設が見つからずに親子交流が困難となるような進路をよしとしてしまっているが、これは当事者が本来望んでいることなのか見直していく必要がある。こうした課題も含めて検討すると、①意思決定支援の必要性や、②移行に向け早期に準備していく必要性、③家族再統合支援のあり方の見直し、④施設・児相・その他関係する機関との連携や情報共有のあり方や取組む時期などの見直しが不可欠で、これらについても検討できるようにしていく必要がある。
- 障害児施設入所中児童の地域移行について、ロードマップを試作し、検討材料としていく。
- ロードマップの試作、サービス見込み量調査、提供可能なサービス見込み量の調査を、ひまわり、児童相談所、障害児施設で役割分担し会議資料を作成していく。
- 連絡会予定日は令和3年2月末頃とし、それまでに数回の準備会を設けて、各所の役割分担や連絡会開催の周知の進捗状況を確認していく。

○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達の保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア単位の小規模化の推進 ・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携 ・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進 ・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援
2)自立支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・早い段階から退所後の支援に取り組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」) <ol style="list-style-type: none"> ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 以上の施策を円滑に進めるための諸措置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施 ・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援 ・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討
3)社会的養護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施 ・児童相談所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達
4)地域支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所が地域の中で計画・運営されるよう次期障害児福祉計画の中で明示
5)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有 ・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討 ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケート制度を参考とした障害児の意見表明の促進 ・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討 ・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化 ・市町村への入所決定権限付与についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ

➤厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

障害児入所施設の現状

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

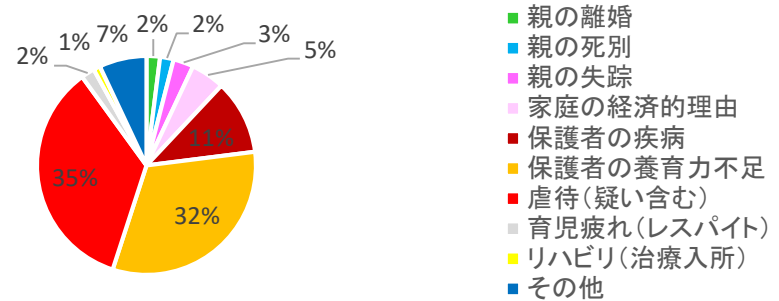
	福祉型					医療型			合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	重心	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数
 ※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている
 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設の入所理由

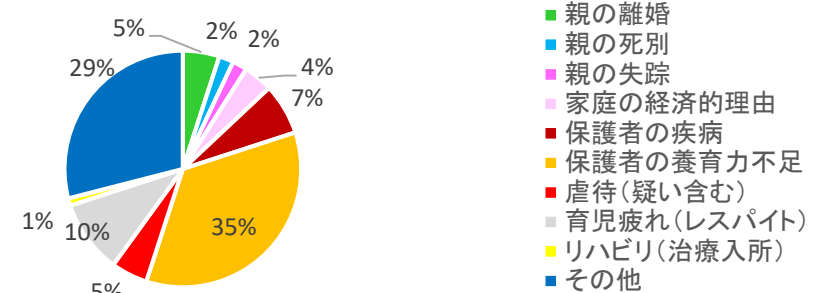
措置

n=4247



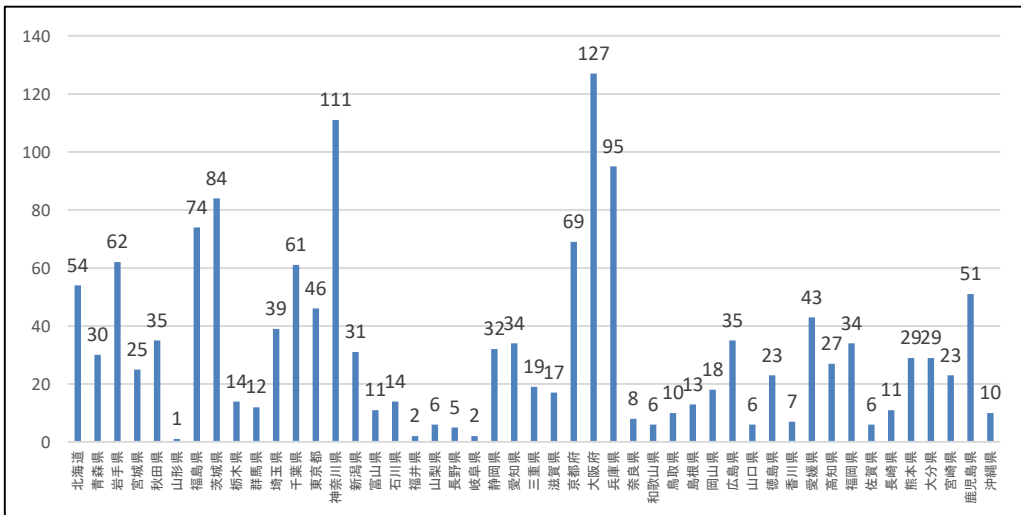
契約

n=2682



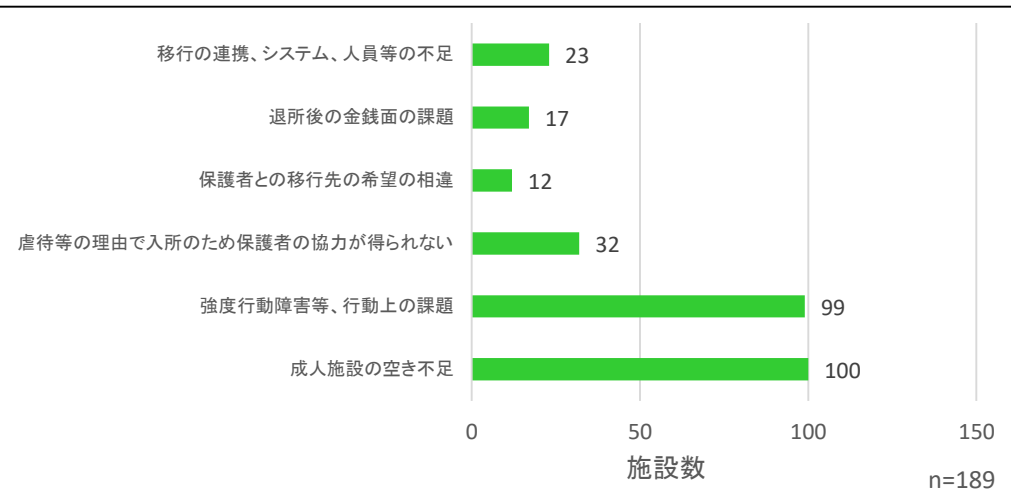
※ 「保護者の養育力不足」の実際の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。
 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における過齢児の数(都道府県別)



出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



※ 複数回答
 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)

資料 9

県西地区における地域包括ケアシステム 資料

(小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
障害者自立支援協議会 精神障害者地域生活支援部会)

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会
精神障害者地域生活支援部会活動報告

○全体会…7月27日実施

- ・これまでの取り組みおよび今年度の活動について確認
- ・前年度より実施していた「社会資源マップ作り」ワーキンググループと「連携」ワーキンググループに別れての活動を継続して行っていくこととした

○「社会資源マップ」ワーキンググループ…

8月6日(木)、9月2日(水)、10月6日(火)実施

・前年度から引き続き社会資源マップの作成に向けて検討していたが、メンバーの大幅な入れ替え等があったため、改めてマップを作成する目的等について検討を行った。結果、障害福祉サービス事業所の紹介を目的とするのであれば、そのような資料はこの地域にも複数存在している事や、作成したデータの更新の問題等から、既存のものを使用すればよいのではないかと結論に至る。

今後の方向性としては、他機関に精神障害を理解してもらう(例：民生委員から精神障害に関する困り事等を聞き、対応方法等をまとめる)方法を検討中。

○「連携」ワーキンググループ…8月26日(水)、10月14日(水)

実施

・前年度は地域包括支援センターやケアマネジャー等の他職種と連携を図る方向としていたが、コロナウイルスの影響もあり、すぐには難しい状況。そこで、他機関に向け、この地域の精神保健福祉関係機関はどのような対応ができるかといったフローチャートや役割分担表の作成を行っていく事を今年度の活動とした。現在は役割分担表の作成について検討を行っている。

資料 10

ピアサポーター 小泉委員の資料

(社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会
自立サポートセンタースマイル)

精神障害当事者より、最近の取り組み・トピック・情報提供

令和2年10月時点

● 地域移行・地域定着支援事業（神奈川県、委託：スマイル）ピアサポーターの取り組み

- ・8月にピアサポーター養成講座を行い、受講者は今年度末まで登録を受け付けている。数名増える見込み。
- ・入院中や保護室で誤解された言動や、理解してほしい事などの体験を書面で集め模造紙に集約し、北小田原病院・曾我病院のスタッフ向けに送付した。【別紙参照】
- ・曾我病院から、8月に入院患者さんと病棟スタッフさんがピア宛での暑中見舞いとして各自の近況やメッセージを送付してくださった。これに対し、ピアからのお礼を、スマイルおよび日中活動している事業所から撮影を行い、9月にビデオレターとしてお返しして、交流を深めている。
- ・地域精神保健福祉連絡協議会地域移行部会（9/2 小田原合庁）では、「地域の事業者が説明しながら動画を作成し、病棟で上映してもらう」「ピアサポーター同士の話や、退院した方との語りでもよいのではないか」という意見もあり、ピアサポーター定例会内での語り等、動画を用いた情報発信についても企画中である。
- ・個別支援に関しては、現状ストップしてしまっているが、HWCの調査をもとに対象者の検討も進められていく予定。ご家族への支援の重要性や、ご本人の外出同行におけるピア活用に関する意見もあがった。コロナ禍の遠因で、関わる方が少なくなるにより体調を崩すケースも出てしまっている。個別支援でのピア活用については時給もしくは報酬という形で導入できないか、スマイルで規定の作成なども検討中。
- ・足柄上地区地域自立支援協議会権利擁護部会では当事者委員として参画。定例会でも情報共有を行い、パンフレット作成等に関して当事者視点からの気づきなどフィードバックできるよう議論を深めた。
- ・その他として、当事者団体より、国際医療福祉大学看護学科が本年度に病棟実習を行えない為、当事者との関わりの場として授業内でピアサポーターと会談を行ってほしいという依頼があり、対応した。

● おだわらピアステーション（小田原市）ピアサポーターの取り組み

- ・定例会が7月より再開され、チラシ作成などに取り組んでいる。
- ・小田原市精神保健福祉地域交流実行委員会への委員参画。
- ・昨年度行えなかった県立保健福祉大学教員と県外ピアサポーターを講師に招いた研修が11月に、ぱれっと・はだの所属ピアとZoomを活用しての交流会が12月に行われる予定。
- ・その他大学の授業協力や行政新人職員向けの体験発表なども打診の可能性があると聞いています。

● おれんぢせえぶ（セルフヘルプグループ）

- ・現在 UMECO（10月には南足柄市女性センター）にて人数制限（10～15名ほど）を設けながら開催している（会場とつなぎオンラインも同時開催）。参加申込は制限人数まで行かない時もあり、減少している。ただし、新しい参加者や問い合わせは継続しており、参加者の地域も様々となっている。他地域のピアサポーター同士の情報交換を担えている部分もあるので、今後も情報の集まる場として続けていきたい。【写真(右)参照】
- ・オンラインと同時開催はしているものの、会場参加者とオンライン参加者の交流に関しては心理的なハードルが生じている部分もあり、どのように変化していくか期待しつつ進めている。オンライン開催に関しては圏ナビおよび神奈川県 PSW 協会に取り組みを取り上げていただきました。
- ・情報誌での誌面交流や、フリースペース再開後のアンケートを行っている最中であり、ニーズを受け止めていければと思う。【別紙参照】
- ・事業所や行政のみなさまに周知のご協力をいただき、参加の問い合わせや紹介が増えており、心強く感じています！ お問い合わせや、pdf ファイル・印刷物の送付希望等、おれんぢせえぶまでお気軽にご連絡ください。



おれんぢせえぶ会場の様子。スクリーンとカメラを使ったブース(右奥)で、オンライン参加者と会場参加者が会話できる。

 おれんぢせえぶ
Facebook ページ



自立サポートセンタースマイル ピアサポーター体験発表

ピアサポーターの方に、それぞれのテーマで自身の体験を書いていただきました。

「入院中（闘病中）に誤解された（されるかもしれない）こと」、「仕方ない／問題ないと思うこと」

・ 突然の入院で、自分自身も、周囲の迷惑をかけるのではないかと
 思っていました。体調が悪いと見られていたからです。

・ 家庭の問題が原因で入院して、家庭の心配が原因で入院して、
 最初は精神的に苦しい状態でしたが、入院してからは、
 ・ 入院生活の中で、いろいろな経験が、自分自身にも、
 周りの人にも、良い影響を与えていると、実感することができました。

・ 入院生活の中で、いろいろな経験が、自分自身にも、
 周りの人にも、良い影響を与えていると、実感することができました。

スマイルピアサポーター
 自分自身、
 自分自身、
 自分自身、

調子を崩して
 入院してみても...

新入社員研修で、自分自身も、周囲の迷惑をかけるのではないかと
 思っていました。体調が悪いと見られていたからです。

・ 家庭の問題が原因で入院して、家庭の心配が原因で入院して、
 最初は精神的に苦しい状態でしたが、入院してからは、
 ・ 入院生活の中で、いろいろな経験が、自分自身にも、
 周りの人にも、良い影響を与えていると、実感することができました。

・ 入院生活の中で、いろいろな経験が、自分自身にも、
 周りの人にも、良い影響を与えていると、実感することができました。

本人の健康が原因で入院して、周囲の迷惑をかけるのではないかと
 思っていました。体調が悪いと見られていたからです。

入院生活の中で、いろいろな経験が、自分自身にも、
 周りの人にも、良い影響を与えていると、実感することができました。

病棟でなかなか静かに寝ることが出来なかった。
 身体も動かさなかった。
 就業時間は仕方ないと思う。
 それ以外で自由に使える時間が欲しい。

入院生活の中で、いろいろな経験が、自分自身にも、
 周りの人にも、良い影響を与えていると、実感することができました。

上に書いた以外で、特に保護室や閉鎖病棟での出来事があればこちらに書いて下さい

保護室の中で
 私は...

保護室にいる時、話を聞いてくれる人がいなかった。
 話を聞いてくれて気分がよくなった。

病棟病棟に入院している時、看護士の人が、自分自身も、
 周囲の迷惑をかけるのではないかと、思っていました。体調が悪いと見られていたからです。

自分の健康が原因で入院して、周囲の迷惑をかけるのではないかと
 思っていました。体調が悪いと見られていたからです。

入院生活の中で、いろいろな経験が、自分自身にも、
 周りの人にも、良い影響を与えていると、実感することができました。

いつもおれんぢせえぶの活動にご協力いただき、ありがとうございます。

今年のおれんぢせえぶは新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、昨年とは違うかたちで開催しております。

今後の開催、活動方法について皆さんのご意見を参考にさせていただきたいため、アンケートへのご協力をお願いいたします。また、アンケート集計した物は SNS、報告書等で活用いたします、ご了承ください。

○おれんぢせえぶの参加頻度を教えてください。

- ① 初めて ②5回未満 ③5回以上 ④定期的に参加

○感染拡大防止に伴い、短縮した開催時間（2時間）についてはいかがですか？

- ① 短いけど仕方ない ②ちょうど良い ③長い

○リモートでのフリースペースには参加しましたか？

- ① 参加した

↓

参加したとお答えになった方にお聞きします。感想を教えてください。（複数回答可）

- ① 直接会って参加するより緊張しなかった。
② 感染が怖いので、外出せず参加できてよかった。
③ 慣れた環境で参加できるのでよかった。
④ 久しぶりに皆に会えてよかった。
⑤ 離れた地域の人とも交流できてよかった。
⑥ チャットでの交流もできてよかった。
⑦ その他【

- ② 参加していない

↓

参加していないとお答えになった方にお聞きします。理由を教えてください。（複数回答可）

- ① ZOOM の使い方がわからない。
② 画面を通しての会話や交流に不安がある。
③ 自室や私物が映ることに不安がある。
④ 直接会って交流したいから。
⑤ その他【
⑥ 使い方や参加時の不安が軽減できれば参加も考える。

○おれんぢせえぶに参加して、よかったと思うことがあれば教えてください。(複数回答可)

- ① 顔見知りや仲間ができた。
- ② 障害の特性や困ったことを話せる。
- ③ 自分の好きなことや趣味の話ができる。
- ④ 自分の話をきいてもらうだけでなく、他の話も聞くことで充実した時間が持てている。
- ⑤ 他の人の障害特性など学ぶ機会になっている。
- ⑥ イベントや他の地域の活動等を知る機会ができています。
- ⑦ ピアサポーターがいるので安心できる。
- ⑧ ピア活動に興味を持てた。
- ⑨ その他【 】

○今後やってみたい活動を下記から選んでください。(複数回答可)

- ① テーマに合わせたトーク
- ② 催しもの (季節行事・他の地域の活動とのコラボ)
- ③ 勉強会 (地域の福祉サービス、インフォーマルサービス等)
- ④ 体験発表会
- ⑤ その他【 】

ご協力ありがとうございました。

資料 11

スマイルメイト 代表 辻委員の資料

(小田原養護学校肢体不自由教育部門
保護者有志の会スマイルメイト)

小田原養護学校 肢体不自由教育部門

保護者有志の会 スマイルメイトの意見

小田原養護学校肢体不自由教育部門
保護者有志の会 スマイルメイト代表 辻 有里

①「肢体不自由児の養護学校卒業後の進路先」

小田原養護学校高等部を卒業する肢体不自由児が、通う施設が足りないことが切実な問題となっています。

卒業生の多くが利用を希望する「生活介護事業所」は、設置数自体が少ないことに加え、車椅子利用を前提としていない事業所も多いことから、現実的に利用できる事業所が非常に限られているのが現状です。また、多様な障がいを持つ利用者を受け入れる生活介護事業所は、施設整備の物理的不足に加え、対応する職員の知識不足やマンパワー不足によって、十分なサービスを提供することが難しくなっています。こうした現状から、特に近年においては、週に数か所の事業所を併用利用したり、居住地域から遠く離れた事業所を利用せざるを得ないなどの負担を強いられているケースが多くなっています。特に医療的ケアを必要とする卒業生の場合、事態はさらに深刻であり、医療ケア児は年々増えてきており、数年後には利用できる施設がないというケースも考えられます。

一刻も早い施設不測の解消と、人材不足解消に向け、生活介護事業所への支援、および設置促進をお願いいたします。

事業者となりえる団体等への、情報提供や財政的サポートを含めた速やかな実行性のある支援を強く願います。

②「移動支援サービスの拡充」

肢体不自由のある生徒の卒業後の進路先には、送迎サービスがほぼ不可欠です。送迎車両・送迎スタッフともに不足しています。

車椅子のまま乗車できる人数は非常に限られており、雨天時の、車両から車椅子への移乗は、利用者本人だけでなく介護者にも大きな負担となっています。

また、広域を少数車両で送迎するための長時間乗車は、身体的な負担を強いるだけでなく、発作等の緊急時の対応も課題となっています。送迎サービスを利用できなければ、進路先はさらに狭まり、在宅を余儀なくされる事態も発生します。

是非とも小田原市による移動支援サービスを拡充し、地域の生活介護事業所へ通所できる環境を整えていただきたいと思います。

③「災害時のケア」

肢体不自由児の災害避難場所として、いくつかの施設を開放して下さるところもあり、地域の避難所では到底難しい生徒が多く、とてもありがたいと思います。

養護学校をはじめ、各施設、デイサービス事業所、ヘルパー事業所、訪問看護事業所等にもお知らせいただき、また障がい福祉課からも随時、皆が知りえる情報の拡散をお願いできればと思います。

また、特に医療ケアのあるお子さんたちにとって、電源の確保が可能なのか、医療的支援がどの程度避難先で受けられるか等、詳細な情報も合わせて開示頂けますよう、お願い申し上げます。

資料 12

各機関からの情報提供

(神奈川県精神保健福祉センター)

(神奈川県立中井やまゆり園)

新型コロナウイルス感染症患者に 対応されている 医療機関・福祉施設の皆さまへ



～県内医療機関・福祉施設従事者向け
こころの電話相談を行っております～

受付時間 平日 13:00～21:00 (最終受付 20時45分)

医療機関・福祉施設従事者 専用こころの相談電話

☎045-821-7700

お電話をお待ちしております

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症とその疑似症の患者の発生が続く中、最前線の医療機関で働いておられる方と、感染者の対応をされている福祉施設の方への電話相談窓口を設置いたしました。今回の感染症との戦いで大変重要な役割を担い、日々ストレス状態に置かれている皆さまのこころの相談をお受けいたします。

※新型コロナウイルス感染症の症状・対策等についての相談先ではありません

○神奈川県内で働いておられる方、お住まいの方が対象となります(職種は問いません)。

○相談は、**専門の相談員**がお受けいたします。**プライバシーは守ります**ので、安心してお話しください。



<問合せ先>

神奈川県精神保健福祉センター

〒233-0006 神奈川県横浜市港南区芹が谷 2-5-2

電話：045-821-8822 (代)



相談
無料

匿名
可能

予約
不要

ひとりで悩んでいませんか？

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の影響による日々の暮らしの変化に伴い、不安やストレスを抱えている方に向けて、状況に合わせた各種相談メニューを取り揃えています。ひとりで悩まずにぜひご利用ください。



1

【宿泊療養施設及び自宅待機の無症状・軽症の方向け】

こころの悩み電話相談

宿泊療養施設や自宅に待機されている新型コロナウイルス感染症の無症状、軽症の方の療養生活によるストレスや不安について、専門の相談員がご相談をお受けします。

- 相談期間** 令和2年5/20(水)から令和3年3/31(水)まで
(祝日・休日・12/29～1/3を除く)
- 受付時間** 月～金 9時～17時まで
- 電話番号** 0570-024302*
(*新型コロナウイルス感染症の軽症者等の方専用の相談ダイヤルです。)



2

いのちのほっとライン@かながわ

「生きるのがつらい」や「苦しい」など、こころの健康に関する悩みを、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」でご相談ください。

- 相談期間** 令和2年4/24(金)から令和3年3/31(水)まで (祝日・休日・12/29～1/3を除く)
- 受付時間** 月～金・日 17時から22時まで (受付21時30分まで)
- 対象** 神奈川県内に住んでいる方や通勤・通学している方

次の2つの方法により、友達登録が可能です。友達登録すると、そのままLINE上で相談できます。

① 右記二次元コードからスマートフォン、タブレット等で読み取って追加。



② LINEアプリの「友だち追加」の「検索」で、ID【@inochi2020】を検索して追加。



3

こころナビかながわ

パソコン、携帯電話、スマートフォンからアクセスし、悩みやストレスのチェックができる「こころナビかながわ」を公開しています。現在抱えているストレスや最近2週間の自分の状態を入力すると、こころの状態をとおして、学校、就職、結婚、子育てなどに関する悩みがチェックできます。自分自身はもちろん、家族、友人など、あなたの大切な人のこころの健康チェックに、「こころナビかながわ」をご活用ください。

こころ 神奈川県

●スマートフォン専用アプリ



Android搭載のスマートフォン、タブレット、テレビで直接、またはウェブからのAndroidアプリをインストールできます。



app store (アップルストア) は iPhone、iPad向けアプリ、iPad touchのアプリケーションをダウンロードするサービスです。



【事前告知用チラシ】 Web シンポジウム（オンデマンド配信）

子どものこころの健康を考えるシンポジウム

子どものしつけを考える 体罰禁止の法改正をめぐって

申込受付期間 令和2年9月予定（※詳細は後日ご案内いたします）

動画公開期間 令和2年9月予定（公開初日から1箇月間公開 ※詳細は後日ご案内いたします）

参加費 無料

参加申込方法 お手持ちの視聴する機器（パソコン・スマートフォン・タブレット等）等で視聴いただくシンポジウムです。
当協会 HP (<http://www.japc.or.jp/>) に申込フォームをご準備いたします。申込受付開始までお待ちください。

※個人情報の取扱い：当講演会に関する個人情報は、1. 氏名、2. メールアドレス、3. 電話番号です。これらの個人情報は、講演会の実施運営に関する管理・連絡および手続きに利用いたします。また、業務の遂行以外においては個人情報を第三者に提供いたしません。但し、法律上開示すべき業務を負う場合や、受講者本人の生命、身体、財産その他の権利利益保護のために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に第三者に個人情報を提供する場合があります。

参加注意事項 本シンポジウムの申込、視聴にあたっては、下記注意事項の全文をお読みいただく必要がございます。
本シンポジウムに申込し、視聴された場合は注意事項に同意したものと判断させていただきます。

- ・ 視聴する機器はご自身でご用意ください。
- ・ 視聴は、通信状況の良い場所で行ってください。ログイン及び再生不良、動画の再生停止等の現象が起こることがあります。
- ・ 視聴には多くのデータ使用量を要します。パソコン・スマートフォン・タブレット等の端末で視聴される際は、Wi-Fi 環境での視聴を推奨しております。
- ・ 申込者個人のデータ使用量の契約・通信サービス料に関わる一切の事項についての責任は負いかねます。契約内容・料金等につきましては、各端末・通信サービスの契約先にお問合せください。
- ・ この動画を無断で、複製、改変、放送、賃貸業（レンタル）、インターネット等による公衆送信、公の上映等を行うことは法律によって一切禁止されています。録画・録音・撮影、および配布資料の2次利用、詳細内容の SNS への投稿は固くお断りいたします。
- ・ 申込者には動画視聴用の閲覧用 ID 及びパスワードを発行します。申込者以外が閲覧用 ID 及びパスワードを使用することはできません。また、申込者は閲覧用 ID 及びパスワードを貸与、名義変更、譲渡、売買等することはできません。
- ・ セミナーの受講証明書の発行はいたしておりません。Web シンポジウムという特性上、受講の証明ができかねますのでご了承ください。

主催者挨拶 三木和平（公益社団法人日本精神神経科診療所協会会長）

第1部シンポジウム 座長：大瀧和男（児童青少年問題関連委員会委員長）大嶋正浩（同委員会委員）
シンポジスト

「子育て支援からしつけを考える」

横山 浩之 先生（福島県立医科大学 ふくしま子ども・女性医療支援センター 医学部小児科学講座 教授）

「しつけや体罰が子どものその後の人生に及ぼす影響について」

香西 洋 先生（香西洋クリニック院長 精神科医）

「子どものしつけと子どもの権利」

小畑 淳子 先生（松ヶ丘法律事務所 弁護士）

「体罰等によらない子育ての推進について」

前川 佑作 先生（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室室長補佐）

指定討論

亀岡 智美 先生（兵庫県こころのケアセンター 副センター長兼研究部長）

第2部ディスカッション 座長：大嶋正浩（児童青少年問題関連委員会委員）大瀧和男（同委員会委員長）

「子どものしつけをどう考えるか」

横山 浩之 先生 香西 洋 先生 小畑 淳子 先生 前川 佑作 先生 亀岡 智美 先生

閉会挨拶 上ノ山一寛（公益社団法人日本精神神経科診療所協会副会長、委員会担当理事）



お問い合わせ先：(公社)日本精神神経科診療所協会事務局 〒151-0053 渋谷区代々木 1-38-2 ミヤビル 7F

TEL:03-3320-1423(受付時間午前11時~午後4時) E-mail:office@japc.or.jp

主催：公益社団法人日本精神神経科診療所協会 児童青少年問題関連委員会